

鶴見岳・伽藍岳火山避難計画の修正案
新旧対照表

※下線は、修正箇所

u003e

※表、図番号やページ番号は一番最後に修正いたします。

タイトル・目次

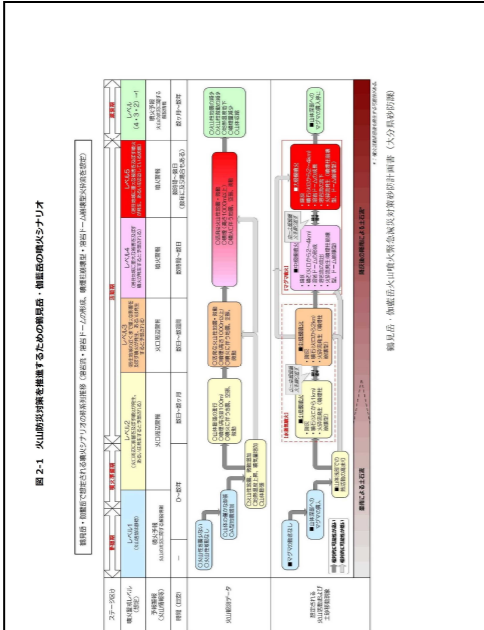
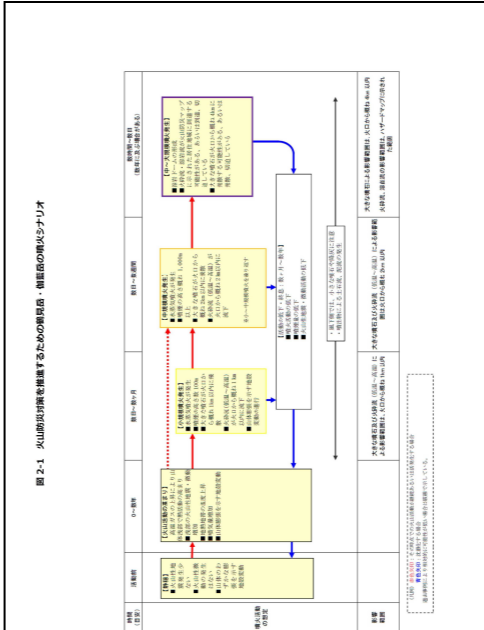
新 (R3. 5. 11 意見照会后、修正意見を反映した素案) R3. 7. 2 時点	旧 (現行の H31. 1 火口周辺地域の計画)	備考
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>鶴見岳・伽藍岳火山避難計画 (素案)</p> <hr/> <p>令和 3 年 1 2 月 鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>鶴見岳・伽藍岳火山避難計画 (火口周辺地域)</p> <hr/> <p>平成 31 年 1 月 鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会</p> </div>	<p>※火口周辺地域を削除 時点修正</p>
<p style="text-align: center;">目 次</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 総則 <u>1. 1 はじめに</u> 1. 2 計画の目的 1. 3 基本方針 1. 4 計画の前提 2 対象火山の概況 2. 1 対象火山の概況 2. 2 被害想定 2. 3 監視観測体制等 2. 4 噴火警報等の概要 3 火山災害時における防災体制 3. 1 火山防災協議会、幹事会の開催 3. 2 災害対策本部等の設置 3. 3 各構成機関の配備体制 4 平常時の防災対応 4. 1 情報収集・伝達体制 4. 2 登山者等に対する注意喚起 4. 3 登山者の把握 (登山届の提出周知) 4. 4 避難施設の整備 4. 5 避難促進施設 (施設利用者へ避難を促す必要がある施設) 5 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応 5. 1 避難の基本的な方針 5. 2 情報の伝達 5. 3 噴火警戒レベル 1 の場合 	<p style="text-align: center;">目 次</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 総則 <u>(追加)</u> 1. 1 計画の目的 1. 2 基本方針 1. 3 計画の前提 2 対象火山の概況 2. 1 対象火山の概況 2. 2 被害想定 2. 3 監視観測体制等 2. 4 噴火警報等の概要 3 火山災害時における防災体制 3. 1 火山防災協議会、幹事会の開催 3. 2 災害対策本部等の設置 3. 3 各構成機関の配備体制 4 平常時の防災対応 4. 1 情報収集・伝達体制 4. 2 登山者等に対する注意喚起 4. 3 登山者の把握 (登山届の提出周知) 4. 4 避難施設の整備 4. 5 避難促進施設 (施設利用者へ避難を促す必要がある施設) 5 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応 5. 1 避難の基本的な方針 5. 2 情報の伝達 5. 3 噴火警戒レベル 1 の場合 	<p>* 新設</p> <p>* 規約について、災害対策基本法の一部改正により、火山にかかる避難情報を見直す必要があるか否か今後検討</p>

新 (R3.5.11 意見照会後、修正意見を反映した素案) R3.7.2 時点	旧 (現行の H31.1 火口周辺地域の計画)	備考
<p>5. 4 噴火警戒レベル 2 の場合 5. 5 噴火警戒レベル 3 の場合 <u>5. 6 噴火警戒レベル 4 の場合</u> <u>5. 7 噴火警戒レベル 5 の場合</u> 6 突発的な噴火発生時の避難対応 6. 1 各構成機関の体制 6. 2 情報の収集・伝達 6. 3 火口周辺規制 6. 4 登山者等の避難誘導 6. 5 登山者等自身による身を守る行動 6. 6 下山者の受け入れ、安否確認 6. 7 避難所の開設 6. 8 避難促進施設による避難誘導 7 救出・救助 7. 1 自衛隊災害派遣要請 7. 2 常備消防県内応援隊出動要請又は緊急消防援助隊出動要請 7. 3 警察災害派遣隊等援助要請 7. 4 救助・救出活動方針の決定 8 広域避難 <u>8. 1 広域避難の実施判断</u> <u>8. 2 避難対象エリアの設定</u> <u>8. 3 広域避難の実施手順</u> <u>8. 4 避難行動要支援者の避難</u> <u>8. 5 避難所の開設・運営</u> <u>8. 6 避難者の輸送</u> <u>8. 7 広域避難路の指定及び確保</u> <u>8. 8 その他</u> 9 緊急フェーズ後の対応 9. 1 避難の長期化に備えた対策 9. 2 風評被害対策 9. 3 避難指示等の解除 9. 4 一時立入 10 安全管理 10. 1 噴火 (火山) 災害に対する対応 11 防災力強化に向けた取組 11. 1 協力体制の構築 11. 2 計画の改訂 11. 3 避難に係る事前対策 11. 4 啓発活動 11. 5 訓練の実施 11. 6 要支援者への支援体制の構築</p> <p>【巻末資料】 1) 想定火口から噴火が発生した場合の避難ルート <u>2) 広域避難する場合の避難ルート</u> 3) 各機関の配備体制 4) 協議会関係機関の連絡先一覧 5) 交通規制位置・方法等確認票 (イメージ) <u>6) 緊急時における情報伝達例</u></p>	<p>5. 4 噴火警戒レベル 2 の場合 5. 5 噴火警戒レベル 3 の場合 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 6 突発的な噴火発生時の避難対応 6. 1 各構成機関の体制 6. 2 情報の収集・伝達 6. 3 火口周辺規制 6. 4 登山者等の避難誘導 6. 5 登山者等自身による身を守る行動 6. 6 下山者の受け入れ、安否確認 6. 7 避難所の開設 6. 8 避難促進施設による避難誘導 7 救出・救助 7. 1 自衛隊災害派遣要請 7. 2 常備消防県内応援隊出動要請又は緊急消防援助隊出動要請 7. 3 警察災害派遣隊等援助要請 7. 4 救助・救出活動方針の決定 8 広域避難 <u>8. 1 広域避難体制</u> <u>8. 2 広域避難の判断・実施</u> <u>8. 3 避難手段の確保</u> <u>8. 4 避難先の受入準備</u> 9 緊急フェーズ後の対応 9. 1 避難の長期化に備えた対策 9. 2 風評被害対策 9. 3 避難勧告等の解除 9. 4 一時立入 10 安全管理 10. 1 噴火 (火山) 災害に対する対応 11 防災力強化に向けた取組 11. 1 協力体制の構築 11. 2 計画の改訂 11. 3 避難に係る事前対策 11. 4 啓発活動 11. 5 訓練の実施 11. 6 要支援者への支援体制の構築</p> <p>【巻末資料】 1) 想定火口から噴火が発生した場合の避難ルート <u>(追加)</u> 2) 各機関の配備体制 3) 協議会関係機関の連絡先一覧 4) 交通規制位置・方法等確認票 (イメージ) <u>(追加)</u></p>	<p>* 噴火警戒レベル 4, 5 の内容を加筆</p> <p>* 広域避難に関する内容を関係市町で検討・修正</p> <p>* 「避難勧告等の解除」について、災害対策基本法の一部改正により、火山にかかる避難情報を見直す必要があるか否か今後検討</p> <p>* 1 にあわせて、広域避難の避難ルートを追加</p> <p>* 御嶽山火山防災避難計画を参考に文例を作成</p>

1 総則

新	旧	備考
<p>1 総則</p> <p><u>1. 1はじめに</u> <u>豊富な温泉や雄大な風景などの様々な恵みを与えてくれる鶴見岳・伽藍岳は、大分県別府市及び由布市にまたがっており、南端の鶴見岳（標高1375m）から北端の伽藍岳（標高1045m）まで約5kmにわたって溶岩ドームが連なる火山群である。</u> <u>平成15年に火山噴火予知連絡会が、活火山の定義を「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」に見直し、鶴見岳に加えて伽藍岳においても、1万年前以降に噴火があることから、活火山の範囲を拡大し、複数の活動中心があることを明確にするために、「鶴見岳」から「鶴見岳・伽藍岳」に名称が変更された。</u> <u>鶴見岳・伽藍岳は、平成21年6月に火山噴火予知連絡会から「火山防災のために監視・観測体制の充実等のある火山」のひとつに選定され、気象庁が24時間体制で常時観測している。</u> <u>県では、平成6年度より、鶴見岳において、火山災害予想区域図の作成、火山監視システム配置計画の検討を行い、平成16年3月に住民啓発を目的とした火山防災マップを作成・配布する等、対策を講じてきたところ、内閣府による「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針（平成20年3月19日）の策定及び平成23年1月19日の新燃岳噴火の対応を踏まえた防災基本計画改正（平成24年9月）により、都道府県に対し、火山防災協議会の設置の努力義務がかされたことから、平成25年に大分県地域防災計画を修正し、平成26年2月に、県や関係市町、防災関係機関に火山専門家を加え、火山活動が活発化した場合の総合的な避難等の火山防災対策を平常時から共同で検討するため「鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会」を設置した（以下「法定前協議会」という）。</u> <u>その後、平成26年9月の御嶽山噴火を受けて改正された活動火山対策特別措置法（平成27年法律第52号。同年12月10日施行。以下「法」という）第2条の規定により、平成28年2月22日、内閣総理大臣は、「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」を定め、同法第3条第1項の規定に基づき、噴火の可能性が高く、人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として、鶴見岳・伽藍岳（別府市、宇佐市、由布市、日出町）を火山災害警戒地域に指定した。</u> <u>この火山災害警戒地域の指定を受け、大分県及び別府市、宇佐市、由布市、日出町は、平成28年7月に法第4条の規定に基づき、「鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会」を設置し（法定前協議会を法定協議会に移行）、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行い、迅速な避難を実施するため火山避難計画を以下のとおり具体的に定める。</u></p> <p>1. 2計画の目的 本計画は、鶴見岳・伽藍岳で噴火が発生する又は発生する恐れがある場合に、鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会を構成する各機関等の協力により円滑な避難行動を促し、<u>住民</u>、登山者_____等の安全を確保することを目的とする。</p> <p>1. 3基本方針 本計画は、次に掲げる事項を基本方針とし、具体的な対応を検討する。 ○<u>住民</u>、登山者等（※）の命を守ることを最優先とする。 ○各施設の管理者及び、鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会を構成する各機関が連携して対処する。 ○噴火警戒レベルに応じた防災対応を基本とする。 ※本計画における定義 <u>住民：住民、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等、居住地域にいるすべての者</u> 登山者等：登山者、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等、火口周辺にいるすべての者</p> <p>1. 4計画の前提 本計画は、・・・(中略)・・・を基に、<u>火山現象の状況に応じた、情報収集・伝達方法、予警報の発表・伝達ルート及び住民や登山者等が「噴火警戒レベル」に対応した避難行動をとるための、避難、避難経路等について具体的に定めたものである。</u> (以下、略)</p>	<p>1. 総則 <u>(追加)</u></p> <p>1. 1計画の目的 本計画は、鶴見岳・伽藍岳で噴火が発生する又は発生する恐れがある場合に、鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会を構成する各機関等の協力により円滑な避難行動を促し、<u>登山者</u>、<u>観光客</u>等の安全を確保することを目的とする。</p> <p>1. 2基本方針 本計画は、次に掲げる事項を基本方針とし、具体的な対応を検討する。 ○<u>登山者</u>等（※）の命を守ることを最優先とする。 ○各施設の管理者及び、鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会を構成する各機関が連携して対処する。 ○噴火警戒レベルに応じた防災対応を基本とする。 ※本計画における定義 <u>(追加)</u> 登山者等：登山者、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等、火口周辺にいるすべての者</p> <p>1. 3計画の前提 本計画は、・・・(中略)・・・を基に、<u>主に火口周辺の警報（噴火警戒レベル1～3）について、火山現象の状況に応じた、情報収集・伝達方法、予警報の発表・伝達ルート及び登山者等が「噴火警戒レベル」に対応した避難行動をとるための、避難、避難経路等について具体的に定めたものである。</u> (以下、略)</p>	<p>※内閣府、総務省、気象庁HP、大分県鶴見岳・伽藍岳火山噴火緊急減災対策砂防計画書を参考に作成</p> <p>*「住民」を追加</p> <p>*噴火警戒レベル4，5追加に伴い削除（九重山火山避難計画の表記にあわせて修正）</p>

2 対象火山の概況

新	旧	備考
<p>2. 1 対象火山の概況 (略)</p> <p>2. 2 被害想定 (1) (略) (2) 想定される火山現象 鶴見岳・伽藍岳・・・(略) <想定される火山現象> 水蒸気噴火 降下火山灰、噴石、噴煙柱崩壊型火砕流、<u>降灰後の土石流</u> マグマ噴火 降下火山灰、噴石、噴煙柱崩壊型火砕流、溶岩流、溶岩ドーム、溶岩ドーム型崩壊型火砕流、<u>降灰後の土石流</u></p>	<p>2. 1 対象火山の概況 (略)</p> <p>2. 2 被害想定 (1) (略) (2) 想定される火山現象 鶴見岳・伽藍岳・・・(略) <想定される火山現象> 水蒸気噴火 降下火山灰、噴石、噴煙柱崩壊型火砕流、<u> </u> マグマ噴火 降下火山灰、噴石、噴煙柱崩壊型火砕流、溶岩流、溶岩ドーム、溶岩ドーム型崩壊型火砕流、<u> </u></p>	<p>*シナリオとの整合による追加</p>
 <p>図 2-1 火山周辺住民避難準備のための噴火別・噴煙柱崩壊型火砕流シナリオ</p>	 <p>図 2-1 火山周辺住民避難準備のための噴火別・噴煙柱崩壊型火砕流シナリオ</p>	<p>*図の差替え 鶴見岳・伽藍岳火山噴火緊急減災対策砂防計画書から引用 (現象とそれに対応した噴火警戒レベルが記載されたものに差替え、鶴見岳と伽藍岳の違いを認識するため想定別で整理)</p>

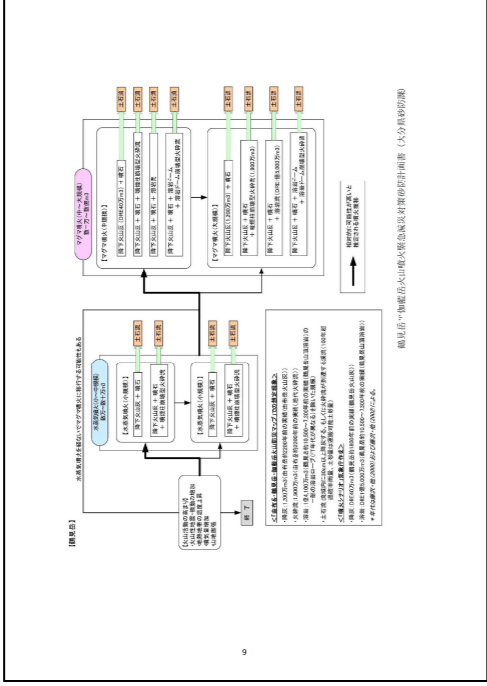
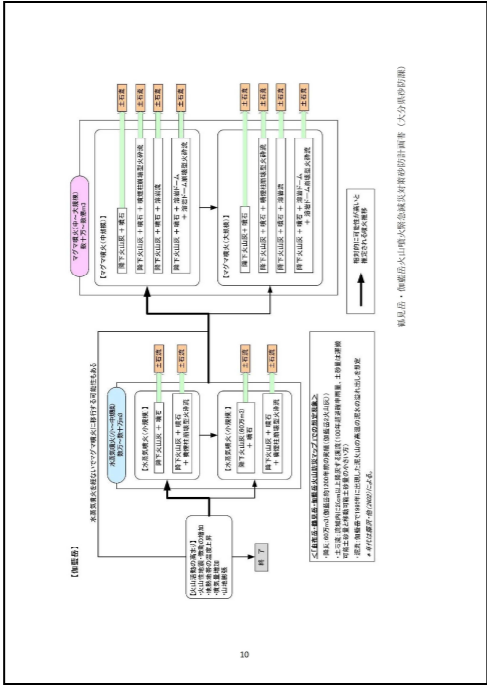
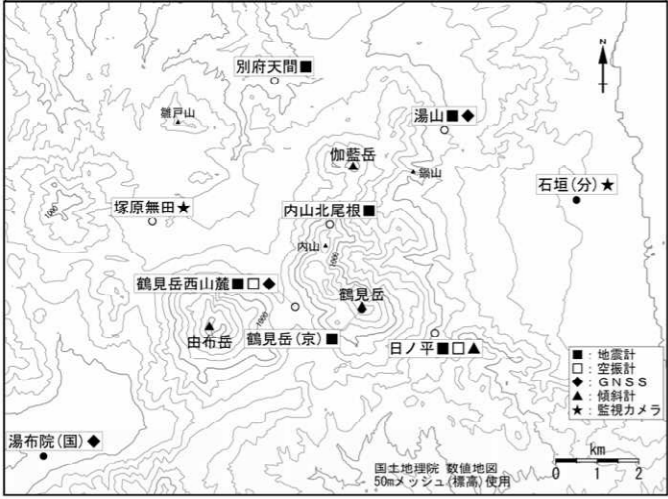
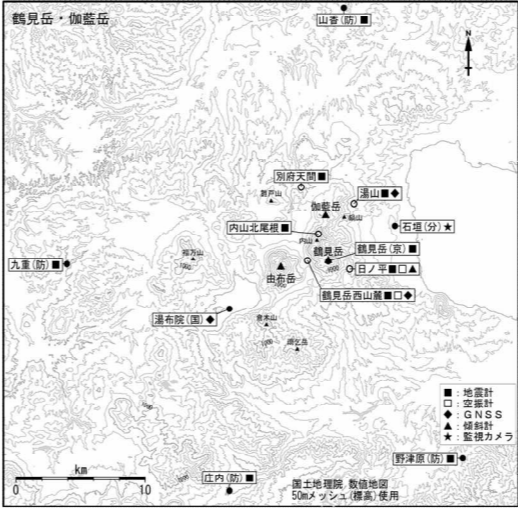
新	旧	備考
<p>9</p> 	<p>(追加)</p>	
<p>10</p> 	<p>(追加)</p>	

表2-2 想定される主な現象・火山現象等の特徴

新		旧		備考
表2-2 想定される主な現象・火山現象等の特徴		想定される主な現象	火山現象等の特徴	表現の訂正（内閣府 HP）
想定される主な現象	火山現象等の特徴	大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径 <u>約 50cm 以上</u> の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね2~4km以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊されたりする災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。	
大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径 <u>数十 cm</u> の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね2~4km以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊されたりする災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。	小さな噴石・火山灰（降灰）	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径 2mm <u>未満</u> のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。 小さな噴石は、火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあり、 <u>あたりどころが悪ければ、人命にかかわる</u> 。噴出してから地面に降下するまでに数分~十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。 火山灰は、時には数十 km から数百 km 以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。	
小さな噴石・火山灰（降灰）	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径 2mm <u>未満</u> のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。 小さな噴石は、火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあり、 <u>あたりどころが悪ければ、人命にかかわる</u> 。噴出してから地面に降下するまでに数分~十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。 火山灰は、時には数十 km から数百 km 以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。	溶岩流（溶岩ドーム） ～その他の現象	（略）	
溶岩流（溶岩ドーム） ～その他の現象	（略）			
(3) 被害想定 (略)		(3) 被害想定 (略)		
2. 3 監視観測体制等 鶴見岳・伽藍岳では、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、 <u>気象庁をはじめとする各機関</u> が地震計、傾斜計、空振計、GNSS 観測装置、監視カメラ等の火山観測施設を整備している。福岡管区气象台に設置された「地域火山監視・警報センター」において、火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視している。 また、同センターの「火山機動観測班」が、現地に出向いて計画的に調査観測を行い、火山活動に高まりが見られた場合には、必要に応じて現象をより詳細に把握するために機動的に観測体制を強化する。 これらの観測・監視の成果を用いて火山活動の評価を行い、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想された場合には「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報を発表する。 また、気象庁は、噴火警報等の発表に向け、火山噴火予知連絡会に定期的に資料等の提供及び報告を行い、適切な判断のために必要な連携を行う。		2. 3 監視観測体制等 鶴見岳・伽藍岳では、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、 <u>気象庁</u> が地震計、傾斜計、空振計、GNSS 観測装置、監視カメラ等の火山観測施設を整備している。福岡管区气象台に設置された「地域火山監視・警報センター」において、火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視している。 また、同センターの「火山機動観測班」が、現地に出向いて計画的に調査観測を行い、火山活動に高まりが見られた場合には、必要に応じて現象をより詳細に把握するために機動的に観測体制を強化する。 これらの観測・監視の成果を用いて火山活動の評価を行い、 <u>火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想された場合には「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報を発表する。</u> また、気象庁は、噴火警報等の発表に向け、火山噴火予知連絡会に定期的に資料等の提供及び報告を行い、適切な判断のために必要な連携を行う。		* 表現の訂正 * 居住地域の追加
		図 2-5 鶴見岳・伽藍岳観測点配置図（気象庁火山活動解説資料より）		

新	旧	備考
<p>図 2-5 鶴見岳・伽藍岳観測点配置図（気象庁火山活動解説資料より）</p> <p>2. 4 噴火警報等の概要</p> <p>(1) 気象庁が発表する噴火警報・<u>噴火予報、噴火警戒レベルについて</u></p>  <p>小さな白丸 (○) は気象庁、小さな黒丸 (●) は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。 (国)：国土地理院、(京)：京都大学、(九)：九州大学、(防)：防災科学技術研究所、(分)：大分県</p> <p>イ <u>噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）</u> 噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。<u>噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</u></p> <p>ロ 噴火予報 <u>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表される場合に発表する。</u></p> <p>ハ（略）</p> <p>(2) 降灰予報 噴火発生後、どの地域にどれだけの降灰があるかの情報を提供する。また、活動が活発化している火山では、現在噴火が発生したと仮定した場合に予想される降灰の範囲を提供する。降灰量を降灰の厚さによって「多量」、「やや多量」、「少量」の3段階に区分してそれぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び「とるべき対応行動」を示す。</p> <p>イ 降灰予報（定時） 噴火警報発表中の火山で、<u>噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、</u> <u>定期的（3時間毎）に発表する。18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。</u></p> <p>ロ 降灰予報（速報） <u>噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。</u> 降灰予報（定時）を発表中の火山では、<u>降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が</u> <u>予測された場合に発表する。</u> 降灰予報（定時）が未発表の火山では、<u>噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、</u> <u>予測された降灰量が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。</u> <u>事前計算された降灰予報結果（※）から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度）で発表する。噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供</u></p>	 <p>2. 4 噴火警報等の概要</p> <p>(1) 気象庁が発表する噴火警報<u>や火山活動解説資料について</u></p> <p>イ <u>噴火警報</u> 噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。</p> <p>ロ 噴火予報 <u>噴火警報の解除を行う場合等に発表する。</u></p> <p>ハ（略）</p> <p>(2) 降灰予報 噴火発生後、どの地域にどれだけの降灰があるかの情報を提供する。また、活動が活発化している火山では、現在噴火が発生したと仮定した場合に予想される降灰の範囲を提供する。降灰量を降灰の厚さによって「多量」、「やや多量」、「少量」の3段階に区分してそれぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び「とるべき対応行動」を示す。</p> <p>イ 降灰予報（定時） 噴火警報発表中の火山で、<u>噴火の発生にかかわらず活動の状況に応じて一定規模の噴火を仮定して</u> <u>定期的</u> _____ <u>に発表する。18時間先</u> _____ <u>までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。</u></p> <p>ロ 降灰予報（速報） _____ <u>降灰予報（定時）を発表中の火山では</u> _____ <u>「やや多量」以上</u> _____ <u>が</u> <u>予測された場合、</u> _____ <u>降灰予報（定時）を未発表の火山では、</u> _____ <u>予測された降灰量が「少量」のみであっても必要に応じて発表</u> _____ <u>。噴火発生から1</u> <u>時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。</u></p>	<p>* 観測点の追加</p> <p>* イ～ハに合わせた表現に修正</p> <p>* 九重山火山避難計画の表記にあわせて修正</p> <p>* 表現の訂正（気象庁 HP）</p> <p>* 表現の訂正（気象庁 HP）</p>

新	旧	備考
<p><u>する。</u></p> <p><u>※ 降灰予測計算には時間がかかるため、噴火発生後に計算を開始したのでは、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応に間に合わないため、あらかじめ噴火時刻や噴火規模（噴煙高）について複数のパターンで降灰予測計算を行い、計算結果を蓄積している。</u></p> <p>ハ 降灰予報（詳細） 噴火の観測情報（<u>噴火時刻、噴煙高など</u>）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。降灰予報（定時）を発表中の火山では、<u>降灰への防災対応が必要となる</u>「やや多量」以上の降灰が予測された場合に<u>発表する</u>。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。</p> <p><u>降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。</u></p> <p><u>降灰予測計算結果に基づき、噴火後 20～30 分程度で発表する。</u></p> <p>噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）イ～二（略）</p> <p>ホ 噴火速報 <u>噴火速報は、登山者等や周辺の住民に対して、噴火の発生を知らせる情報で、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火山名と噴火した時間のみの情報。</u></p> <p><u>以下のような場合に発表。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</u> ・<u>噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）</u> ・<u>このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</u> <p><u>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。</u></p> <p>（5）（略）</p>	<p>ハ 降灰予報（詳細） 噴火の観測情報_____を用いて、より精度の高い降灰予測_____を発表_____。降灰予報（定時）を発表中の火山では_____「やや多量」以上_____が予測された場合_____、降灰予報（定時）を未発表の火山では、_____予測された降灰量が「少量」のみであっても必要に応じて発表_____。</p> <p>噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）イ～二（略）</p> <p>ホ 噴火速報 <u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報で、初めて噴火した場合、また、継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に発表する。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表する。</u> <u>なお、以下のような場合には発表しない。</u> →<u>普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合</u> →<u>噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</u></p> <p>（5）（略）</p>	<p>*表現の訂正（気象庁 HP）</p>


新	旧	備考
<p>3. 1 火山防災協議会、幹事会の開催 (略)</p> <p>3. 2 災害対策本部等の設置 (1) 県及び各市町 大分県及び別府市、宇佐市、由布市、日出町は、それぞれの地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部、災害警戒本部等を設置するなど速やかに噴火警戒体制を確保する（各構成機関の配備体制については巻末資料3）参照）。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3. 3 各構成機関の配備体制 (1) 情報連絡体制、(2) 警戒体制 (各表中一番右側の項目：大分県の災害対策連絡室・災害警戒本部・災害対策本部の設置場所 …県庁舎本館6階大分県防災センター内)</p> <p>(3) 非常体制 大分県及び各市町（別府市、宇佐市、由布市、日出町）は、_____災害情報を迅速・円滑に処理し、的確な防災対応を実施するため、次の表で示す体制をとることとする。 (表中一番右側の項目：大分県の災害対策連絡室・災害警戒本部・災害対策本部の設置場所 …県庁舎本館6階大分県防災センター内)</p>	<p>3. 1 火山防災協議会、幹事会の開催 (略)</p> <p>3. 2 災害対策本部等の設置 (1) 県及び各市町 大分県及び別府市、宇佐市、由布市、日出町は、それぞれの地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部、災害警戒本部等を設置するなど速やかに噴火警戒体制を確保する（各構成機関の配備体制については巻末資料2）参照）。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3. 3 各構成機関の配備体制 (1) 情報連絡体制、(2) 警戒体制、(3) 非常体制 (各表中一番右側の項目：大分県の災害対策連絡室・災害警戒本部・災害対策本部の設置場所 …県庁舎新館8階大分県防災センター内)</p> <p>(3) 非常体制 大分県及び各市町（別府市、宇佐市、由布市、日出町）は、<u>輻輳する</u>災害情報を迅速・円滑に処理し、的確な防災対応を実施するため、次の表で示す体制をとることとする。 (表中一番右側の項目：大分県の災害対策連絡室・災害警戒本部・災害対策本部の設置場所 …県庁舎新館8階大分県防災センター内)</p>	<p>*規約について、災害対策基本法の一部改正により、火山にかかる避難情報を見直す必要があるか否か今後検討</p> <p>*項目ずれ</p> <p>*表3-2、3-3については、今後市町に確認</p> <p>*表現の訂正</p>

4 平常時の防災対応

新	旧	備考
<p>4. 1 情報収集・伝達体制 (1) 噴火警報・予報等の情報伝達 鶴見岳・伽藍岳に関する噴火警報・予報等の火山に関する情報は、福岡管区気象台の地域火山監視・警報センターが発表し、図4-1の経路により各関係機関へ伝達する。登山者等へは、関係市町等を通じて周知する。 県は、防災情報ネットワークシステム、FAX等により、県の出先機関、市町及び消防本部に伝達する。 市町や関係機関は、必要に応じ、<u>緊急速報メール</u>や_____防災行政無線等多様な手段により、<u>住民</u>、登山者等への周知を行う。</p>	<p>4. 1 情報収集・伝達体制 (1) 噴火警報・予報等の情報伝達 鶴見岳・伽藍岳に関する噴火警報・予報等の火山に関する情報は、福岡管区気象台の地域火山監視・警報センターが発表し、図4-1の経路により各関係機関へ伝達する。登山者等へは、関係市町等を通じて周知する。 県は、防災情報ネットワークシステム、FAX等により、県の出先機関、市町及び消防本部に伝達する。 市町や関係機関は、必要に応じ、<u>県民安全・安心メール</u>、<u>防災へり</u>、防災行政無線等多様な手段により、登山者等への周知を行う。</p>	<p>*九重山火山避難計画の表記にあわせた修正</p> <p>*噴火警戒レベル4、5を追加したことに伴い、住民への情報伝達を追加（九重山火山避難計画の表記を参考にしつつ、災害対応支援システムやおおいた防災アプリ等の表記を加筆）</p>

新			旧			備考
表 4-1 収集・整理する情報の例			表 4-1 収集・整理する情報の例			*表現の訂正（気象庁 HP）
<u>収集・整理する情報</u>	<u>情報内容</u>	<u>情報発信機関</u>	<u>収集・整理する情報</u>	<u>情報内容</u>	<u>情報発信機関</u>	
噴火警報	噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される情報。噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して発表	気象庁	噴火警報	生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報	気象庁	
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」と、防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの	気象庁	噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」_____と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの	気象庁	
火山の状況に関する解説情報（臨時）	噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないが、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるための情報（臨時の発表であることを明記して発表）	気象庁	火山の状況に関する解説情報（臨時）	噴火警戒レベル引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合に、臨時の発表であることを明記して発表される情報	気象庁	
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表される情報	気象庁	火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために発表される情報	気象庁	
噴火速報	登山者等や周辺の住民に対して、噴火の発生を知らせる情報。火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表される情報	気象庁	噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される情報	気象庁	
降灰予報	噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報	気象庁	降灰予報	噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報 活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や噴火直後の速報も提供している	気象庁	
火山ガス予報～土砂災害緊急情報	（略）		火山ガス予報～土砂災害緊急情報	（略）		
出典：気象庁が噴火警報等で用いる用語集（気象庁 HP）及び 噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き（H28.12，内閣府）			出典：噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き（H28.12，内閣府）			

新					旧					備考
警戒レベルに応じて、 住民及び 登山者等の避難等の判断を行うこととする。各噴火警戒レベルの防災対応及び登山者等に求める行動を表に示す。					警戒レベルに応じて、 <u> </u> 登山者等の避難等の判断を行うこととする。各噴火警戒レベルの防災対応及び登山者 <u> </u> に求める行動を表に示す。					<p>*噴火警戒レベル4, 5を追加するとともに、気象庁のリーフレットに合わせて色づけ。</p> <p>噴火警戒レベル4, 5の内容については、現行の大分県地域防災計画（鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会意見聴取済）を参考に加筆。</p> <p>*過去の計画、九重山火山避難計画では、「居住者等」と定義されていたが、前段の1.2「基本方針」に示されている定義に合わせて「住民等」に統一（表の項目の色づけについて、変更。他の表にも反映。内容の変更をしていないものは略）</p> <p>*表現の訂正（噴火警戒レベル3の通行止め対象区間の整合）</p> <p>*気象庁のリーフレットの色づけは、5.3～5.7においても行う（表示は略）。</p> <p>*噴火警戒レベル4のキーワードの変更</p>
表 5-1 噴火警戒レベルに応じた防災対応					表 5-1 噴火警戒レベルに応じた防災対応					
種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	必要な防災対応	住民・登山者等に求める行動	種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	必要な防災対応	登山者・居住者等に求める行動	
予報 噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	状況に応じて火口内への立ち入り規制等	(住民) ・防災訓練への参加 ・情報収集 (登山者等) ・情報収集	予報 噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	状況に応じて火口内への立ち入り規制等	(登山者) ・情報収集 (居住者等) ・防災訓練への参加 ・情報収集	
警報 噴火警報 (火口周辺)又は火口周辺警報	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口から概ね1km以内の立入禁止 ・塚原温泉は避難 ・別府ロープウェイは運行停止、山上駅は避難 ・範囲内の県道616号は通行止め ・範囲内の鶴見岳及び伽藍岳への登山道立入禁止	(住民) ・情報収集 ・避難手順の確認 (登山者等) ・入山規制範囲外への避難	警報 噴火警報 (火口周辺)又は火口周辺警報	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口から概ね1km以内の立入禁止 ・塚原温泉は避難 ・別府ロープウェイは運行停止、山上駅は避難 ・範囲内の県道616号は通行止め ・範囲内の鶴見岳及び伽藍岳への登山道立入禁止	(登山者) ・入山規制範囲外への避難 (居住者等) ・情報収集 ・避難手順の確認	
警報 噴火警報 (火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	火口から概ね1.5km以内の立入禁止 ・塚原東野地区東部は避難 ・大分自動車道湯布院 IC から日出 JCT 間及び東九州自動車道速見 IC から別府 IC 間 (日出 JCT 経由) は通行止め ・範囲内の県道616号は通行止め ・範囲内の鶴見岳及び伽藍岳への登山道立入禁止	※噴火警戒レベル2と同様	警報 噴火警報 (火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	火口から概ね1.5km以内の立入禁止 ・塚原東野地区東部は避難 ・大分自動車道湯布院 IC から日出 JCT 間及び東九州自動車道日出 JCT から別府 IC 間 <u> </u> は <u> </u> 通行止め ・範囲内の県道616号は通行止め ・範囲内の鶴見岳及び伽藍岳への登山道立入禁止	※噴火警戒レベル2と同様	
特別警報 噴火警報 (居住地域)又は噴火警報	居住地及びそれより火口側	レベル4 (高齢者等避難)	警戒が必要な居住地域での避難準備。要配慮者は避難等 ・範囲内の県道は駐停車禁止	(住民) ・避難の準備 (登山者等) ・既に下山済。まだ山にいる場合、早急に下山もしくは救助要請を行う。						
特別警報 噴火警報 (居住地域)又は噴火警報	居住地及びそれより火口側	レベル5 (避難)	火山活動の状況に応じて、「一次避難区域」、「二次避難区域」及び「三次避難区域」(※)により避難	(住民) ・避難 (登山者等) ・既に下山済。まだ山にいる場合、早急に下山もしくは救助要請を行う。						
※「一次避難区域」「二次避難区域」「三次避難区域」については、5.7(2)を参照。										

新	旧	備考
<p>5. 2情報の伝達 (1) 噴火警戒レベル等の伝達 福岡管区気象台から「臨時の解説情報」や噴火速報、噴火警報等が発表された場合、以下の「噴火警報・予報等の情報伝達系統図」により迅速かつ的確に伝達し、<u>住民、登山者等</u>、<u>関係機関</u>に周知するものとする。</p> <p>5. 3噴火警戒レベル1の場合 (1) ~ (3) (略)</p> <p style="text-align: center;">図 5-2 鶴見岳・伽藍岳看板設置</p>  <p>5. 4噴火警戒レベル2の場合 (1) ~ (2) (略) (3) 登山者への対応 各市町及び県は、レベル2引き上げ時には、<u>防災行政無線、緊急速報メール、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット</u>等を活用し、登山者等に対し規制区域から避難の呼びかけを行う。 また、協力機関へ周知協力の依頼を行う。 規制区域内にいる登山者等は、巻末資料1) 想定火口から噴火が発生した場合の避難ルートに従い、避難(下山)をするものとする。</p>	<p>5. 2情報の伝達 (1) 噴火警戒レベル等の伝達 福岡管区気象台から「臨時の解説情報」や噴火速報、噴火警報等が発表された場合、以下の「噴火警報・予報等の情報伝達系統図」により迅速かつ的確に伝達し、<u>地域住民、登山客、観光客及び関係機関</u>に周知するものとする。</p> <p>5. 3噴火警戒レベル1の場合 (1) ~ (3) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p> <p>5. 4噴火警戒レベル2の場合 (1) ~ (2) (略) (3) 登山者への対応 各市町及び県は、レベル2引き上げ時には、<u>防災ヘリや県民安全・安心メール</u>等を活用し、登山者等に対し規制区域から避難の呼びかけを行う。 また、協力機関へ周知協力の依頼を行う。</p>	<p>*看板のイメージ追加</p> <p>*表現の統一</p>

新	旧	備考																																					
<p>5. 6 噴火警戒レベル4の場合</p> <p>(1) 各構成機関の体制</p> <p><u>噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表された場合、県及び各市町では次の体制をとる。</u></p> <p>表5-15 噴火警戒レベル4が発表された場合の体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">噴火警戒 レベル</th> <th colspan="5">体制</th> </tr> <tr> <th>大分県</th> <th>別府市</th> <th>宇佐市</th> <th>由布市</th> <th>日出町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル4 高齢者等 避難</td> <td>【災害警戒本 部】</td> <td>【災害対策本 部】(*)</td> <td>【災害警戒本 部】</td> <td>【災害対策本 部】</td> <td>【災害警戒本 部】</td> </tr> </tbody> </table> <p>*別府市の災害対策本部の移設については、災害状況等を勘案し災害対策本部長が決定</p> <p>(2) 高齢者等避難・規制</p> <p><u>噴火警戒レベル4（高齢者等避難）での防災対応は下記のとおりとする。</u></p> <p>表5-16 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の防災対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報の種別 及び名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル (キーワード)</th> <th>必要な防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td>居住地域及び それより火口側</td> <td>レベル4 (高齢者等 避難)</td> <td>・警戒が必要な居住地域での避難準備 ・災害時要配慮者は避難行動</td> </tr> </tbody> </table> <p>表5-17 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の規制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>鶴見岳</th> <th>伽藍岳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域</td> <td>防災対応：高齢者等避難 別府市 東山一区</td> <td>防災対応：高齢者等避難 由布市 塚原中釣地区 塚原中の原地区 塚原東野地区西部</td> </tr> <tr> <td>登山道</td> <td>防災対応：入山規制 範囲内のすべての 登山道 ※噴火警戒レベル3の対応と同様。</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>登山口</td> <td>防災対応：閉鎖（入山禁止の情報伝達） ※看板設置等の、現地で行う対応は困難である ので、緊急速報メール、県民安全・安心メ ール、おおいた防災アプリ等による情報伝達 により入山しないよう措置する。</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒 レベル	体制					大分県	別府市	宇佐市	由布市	日出町	レベル4 高齢者等 避難	【災害警戒本 部】	【災害対策本 部】(*)	【災害警戒本 部】	【災害対策本 部】	【災害警戒本 部】	警報の種別 及び名称	対象範囲	レベル (キーワード)	必要な防災対応	特別警報 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル4 (高齢者等 避難)	・警戒が必要な居住地域での避難準備 ・災害時要配慮者は避難行動		鶴見岳	伽藍岳	地域	防災対応：高齢者等避難 別府市 東山一区	防災対応：高齢者等避難 由布市 塚原中釣地区 塚原中の原地区 塚原東野地区西部	登山道	防災対応：入山規制 範囲内のすべての 登山道 ※噴火警戒レベル3の対応と同様。	同左	登山口	防災対応：閉鎖（入山禁止の情報伝達） ※看板設置等の、現地で行う対応は困難である ので、緊急速報メール、県民安全・安心メ ール、おおいた防災アプリ等による情報伝達 により入山しないよう措置する。	同左	<p>(追加)</p>	<p>*災害対策本部の移設について、別府市地域防災計画より転記</p> <p>*噴火警戒レベル4のキーワード変更 (12月運用開始)</p>
噴火警戒 レベル		体制																																					
	大分県	別府市	宇佐市	由布市	日出町																																		
レベル4 高齢者等 避難	【災害警戒本 部】	【災害対策本 部】(*)	【災害警戒本 部】	【災害対策本 部】	【災害警戒本 部】																																		
警報の種別 及び名称	対象範囲	レベル (キーワード)	必要な防災対応																																				
特別警報 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル4 (高齢者等 避難)	・警戒が必要な居住地域での避難準備 ・災害時要配慮者は避難行動																																				
	鶴見岳	伽藍岳																																					
地域	防災対応：高齢者等避難 別府市 東山一区	防災対応：高齢者等避難 由布市 塚原中釣地区 塚原中の原地区 塚原東野地区西部																																					
登山道	防災対応：入山規制 範囲内のすべての 登山道 ※噴火警戒レベル3の対応と同様。	同左																																					
登山口	防災対応：閉鎖（入山禁止の情報伝達） ※看板設置等の、現地で行う対応は困難である ので、緊急速報メール、県民安全・安心メ ール、おおいた防災アプリ等による情報伝達 により入山しないよう措置する。	同左																																					

新		旧	備考																													
道路	<u>範囲内の県道は駐停車禁止。</u>	<u>範囲内の県道は駐停車禁止。</u> <u>※噴火警戒レベル3の対応と同様。</u>																														
<p>(3) 住民等への防災対応</p> <p>イ 宿泊施設等への避難情報の呼びかけ</p> <p>各市町は、警戒が必要な範囲にいる者に対し、高齢者等避難を発令するとともに防災行政無線、緊急速報メール、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット、広報車等により、避難準備や災害時要配慮者の避難を呼びかける。</p> <p>また、各市町は、これらの避難に対応するため、必要に応じて避難所を開設する。各市町等の避難所については、表8-3を参照。</p> <p>ロ 住民への対応</p> <p>各市町は、注意が必要な居住地域に対し、防災行政無線等により注意喚起を行う。</p> <p>特に、特別警報に位置付けられる噴火警報（居住地域）について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により住民へ周知する。</p> <p>表5-22 別府市の住民への注意喚起地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>注意喚起地域</th> <th>対応方法</th> <th>担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東山一区</td> <td>防災行政無線 緊急速報メール 広報車</td> <td>別府市</td> </tr> </tbody> </table> <p>表5-23 宇佐市の住民への注意喚起地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>注意喚起地域</th> <th>対応方法</th> <th>担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>萱籠地区 南畑地区 東椎屋地区</td> <td>防災行政無線 緊急速報メール 広報車</td> <td>宇佐市</td> </tr> </tbody> </table> <p>表5-24 由布市の住民への注意喚起地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>注意喚起地域</th> <th>対応方法</th> <th>担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塚原中釣地区 塚原中の原地区 塚原東野地区西部</td> <td>防災行政無線 緊急速報メール 広報車</td> <td>由布市</td> </tr> </tbody> </table> <p>表5-25 日出町の住民への注意喚起地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>注意喚起地域</th> <th>対応方法</th> <th>担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ 通行規制</p> <p>県警本部は、範囲内の県道は駐停車禁止とし、規制看板を現地に設置する。</p> <p>表5-26 噴火警戒レベル4の通行規制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通行規制</th> <th>規制方法</th> <th>担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>範囲内の県道</td> <td>看板設置（駐停車禁止）</td> <td>県警察本部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 避難促進施設の避難支援</p> <p>・要配慮者が利用する避難促進施設は、避難確保計画等を活用する等して、各市町の避難準備情報の発表等にしたいがい、避難誘導を実施する。</p> <p>・各市町は、要配慮者が利用する避難促進施設から依頼があった場合、受入先の確保・調整、要配慮者の搬送手段の手配などを行う。なお、あらかじめ輸送機関等と、搬送手段の確保等に関する協定の締結</p>		注意喚起地域	対応方法	担当機関	東山一区	防災行政無線 緊急速報メール 広報車	別府市	注意喚起地域	対応方法	担当機関	萱籠地区 南畑地区 東椎屋地区	防災行政無線 緊急速報メール 広報車	宇佐市	注意喚起地域	対応方法	担当機関	塚原中釣地区 塚原中の原地区 塚原東野地区西部	防災行政無線 緊急速報メール 広報車	由布市	注意喚起地域	対応方法	担当機関	—	—	—	通行規制	規制方法	担当機関	範囲内の県道	看板設置（駐停車禁止）	県警察本部	
注意喚起地域	対応方法	担当機関																														
東山一区	防災行政無線 緊急速報メール 広報車	別府市																														
注意喚起地域	対応方法	担当機関																														
萱籠地区 南畑地区 東椎屋地区	防災行政無線 緊急速報メール 広報車	宇佐市																														
注意喚起地域	対応方法	担当機関																														
塚原中釣地区 塚原中の原地区 塚原東野地区西部	防災行政無線 緊急速報メール 広報車	由布市																														
注意喚起地域	対応方法	担当機関																														
—	—	—																														
通行規制	規制方法	担当機関																														
範囲内の県道	看板設置（駐停車禁止）	県警察本部																														

新	旧	備考																															
<p>等を行うことが望ましい。</p> <p>・県は、要配慮者が利用する避難促進施設の避難に際して、各市町から要請があった場合、受入先の確保・調整や搬送手段の手配などの支援を行う。なお、あらかじめ輸送機関等と、搬送手段の確保等に関する協定の締結等を行うことが望ましい。</p> <p>・現状では、避難促進施設は指定されていないが、今後、指定や周知の方法等について検討を進める必要がある。</p> <p>噴火警戒レベル5の場合</p> <p>(1) 各構成機関の体制</p> <p>噴火警戒レベル5（避難）が発表された場合、県及び各市町は次の体制をとる。</p> <p>表5-27 噴火警戒レベル5が発表された場合の体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">噴火警戒レベル</th> <th colspan="5">体制</th> </tr> <tr> <th>大分県</th> <th>別府市</th> <th>宇佐市</th> <th>由布市</th> <th>日出町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5 避難</td> <td>【災害対策本部】</td> <td>【災害対策本部】(※)</td> <td>【災害対策本部】</td> <td>【災害対策本部】</td> <td>【災害対策本部】</td> </tr> </tbody> </table> <p>*別府市の災害対策本部の移設については、災害状況等を勘案し災害対策本部長が決定</p> <p>(2) 避難・規制</p> <p>噴火警戒レベル5（避難）での防災対応は下記のとおりとする。</p> <p>なお、火山活動の状況に応じ、次の段階に分け、それぞれの段階に応じて対応等を整理する。</p> <p>(一次避難区域) 2 km以内の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫</p> <p>(二次避難区域) 3 km以内の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫</p> <p>(三次避難区域) 3 kmを超える居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫</p> <p>5-28 噴火警戒レベル5（避難）の防災対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報の種別及び名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル(キーワード)</th> <th>必要な防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td>居住地域及びそれより火口側</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>・危険な居住地域からの避難(状況に応じて対象地域や方法を判断)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表5-29 噴火警戒レベル5（避難）の規制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>鶴見岳</th> <th>伽藍岳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域</td> <td> 防災対応：避難 (一次避難区域) 別府市 東山一区 (二次避難区域) 別府市 東山一区、堀田、陸上自衛隊別府駐屯地 </td> <td> 防災対応：避難 (一次避難区域) 由布市 塚原中釣地区、塚原中の原地区、塚原東野地区西部 (二次避難区域) 別府市 明礬、湯山、天間、小倉(ただし、九州横断道路以西)、竹の内(ただし、九州横断道路以西) 由布市 塚原下組地区 (三次避難区域) </td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル	体制					大分県	別府市	宇佐市	由布市	日出町	レベル5 避難	【災害対策本部】	【災害対策本部】(※)	【災害対策本部】	【災害対策本部】	【災害対策本部】	警報の種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	必要な防災対応	特別警報 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	・危険な居住地域からの避難(状況に応じて対象地域や方法を判断)		鶴見岳	伽藍岳	地域	防災対応：避難 (一次避難区域) 別府市 東山一区 (二次避難区域) 別府市 東山一区、堀田、陸上自衛隊別府駐屯地	防災対応：避難 (一次避難区域) 由布市 塚原中釣地区、塚原中の原地区、塚原東野地区西部 (二次避難区域) 別府市 明礬、湯山、天間、小倉(ただし、九州横断道路以西)、竹の内(ただし、九州横断道路以西) 由布市 塚原下組地区 (三次避難区域)		
噴火警戒レベル		体制																															
	大分県	別府市	宇佐市	由布市	日出町																												
レベル5 避難	【災害対策本部】	【災害対策本部】(※)	【災害対策本部】	【災害対策本部】	【災害対策本部】																												
警報の種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	必要な防災対応																														
特別警報 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	・危険な居住地域からの避難(状況に応じて対象地域や方法を判断)																														
	鶴見岳	伽藍岳																															
地域	防災対応：避難 (一次避難区域) 別府市 東山一区 (二次避難区域) 別府市 東山一区、堀田、陸上自衛隊別府駐屯地	防災対応：避難 (一次避難区域) 由布市 塚原中釣地区、塚原中の原地区、塚原東野地区西部 (二次避難区域) 別府市 明礬、湯山、天間、小倉(ただし、九州横断道路以西)、竹の内(ただし、九州横断道路以西) 由布市 塚原下組地区 (三次避難区域)																															

新		旧	備考
	<p><u>(三次避難区域)</u> 別府市 東山地区、南立石地区、陸上自衛隊別府駐屯地、鶴見地区、大平山地区、緑丘地区、西地区、野口原、青山地区、境川地区の一部、野口地区、朝日地区の一部、春木川地区の一部、石垣地区の一部</p> <p>由布市 塚原下組地区、塚原中釣地区、塚原中の原地区、塚原東野地区、塚原温泉</p> <p>※火口付近の施設では地区によらず避難 ※宿泊施設等においては、従業員を含め、避難</p>	<p><u>別府市 朝日地区、大平山地区、鶴見地区、陸上自衛隊別府駐屯地、南立石地区の一部、緑丘地区、春木川地区の一部、上人地区の一部</u></p> <p><u>由布市 塚原本村地区、塚原離戸地区</u></p> <p><u>宇佐市 安心院町萱籠、安心院町南畑、安心院町東椎屋</u></p> <p>※火口付近の施設では地区によらず避難 ※宿泊施設等においては、従業員を含め、避難</p>	
登山道	<p>防災対応：入山規制 範囲内のすべての登山道</p> <p>※噴火警戒レベル3の対応と同様。</p>	同左	
登山口	<p>防災対応：閉鎖（入山禁止の情報伝達）</p> <p>※看板設置等の、現地で行う対応は困難であるので、緊急速報メール、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ等による情報伝達により入山しないよう措置する。</p>	同左	
道路	<p><u>(一次避難区域)</u> ・範囲内の県道 11 号は通行止め</p> <p><u>(二次避難区域)</u> ・大分自動車道湯布院 IC から日出 JCT 間及び東九州自動車道速見 IC から大分 IC 間（日出 JCT 経由）は通行止め ・範囲内の県道 11 号、52 号及び 620 号は通行止め</p> <p><u>(三次避難区域)</u> ・範囲内の国道 500 号、県道 11 号、52 号、218 号、616 号及び 620 号は通行止め</p>	<p><u>(一次避難区域)</u> ・範囲内の県道 616 号は通行止め</p> <p><u>(二次避難区域)</u> 大分自動車道及び東九州自動車道については噴火警戒レベル3の対応と同様（大分自動車道湯布院 IC から日出 JCT 間及び東九州自動車道速見 IC から別府 IC 間（日出 JCT 経由）は通行止め） ・範囲内の国道 500 号及び 616 号は通行止め</p> <p><u>(三次避難区域)</u> ・範囲内の国道 500 号、県道 11 号、218 号、616 号及び 617 号は通行止め</p>	
<p><u>(3) 住民等への防災対応</u></p> <p><u>イ 宿泊施設等の避難及び呼びかけ</u> 各市町は、避難が必要な居住地域に対し避難指示を発令するとともに防災行政無線、緊急速報メール、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット、広報車等により、避難を呼びかける。</p> <p><u>ロ 住民への対応</u></p>			

新	旧	備考
<p><u>各市町は、警戒が必要な居住地域に対し、避難情報を発令するとともに緊急速報メール、防災行政無線、広報車等により、避難を呼びかける。</u></p> <p>ハ 居住地域における避難の方向 <u>居住地域における避難の方向については、巻末資料1) ②で示す。</u></p> <p>ニ 避難所の開設 <u>各市町は、宿泊施設の管理者、利用者及び地域の住民等を収容するため、避難所を開設する。各市町等の避難所については、表8-3を参照。</u></p> <p>ホ 通行規制 <u>県は、道路規制を行う際は、火山防災協議会での協議や公安委員会等との調整を踏まえ規制場所を決定する。また、主要交差点に予告看板を設置する。</u></p> <p>(4) 避難促進施設による避難誘導 <u>・避難促進施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや避難指示等が発令されたことを周知する。また、各市町の支援のもと、避難所等まで避難誘導を行う。</u> <u>・各市町は、避難促進施設から避難者の輸送手段確保について依頼があった場合、その調達・確保を行う。そのために、あらかじめ輸送機関等と協定の締結等を行うことが望ましい。</u> <u>・県は、避難促進施設の避難に際して、市町から要請があった場合、受入先の確保・調整や搬送手段の手配などの支援を行う。そのために、あらかじめ輸送機関等と協定の締結等を行うことが望ましい。</u></p>		

6 突発的な噴火発生時の避難対応

新	旧	備考
<p>6 観測体制の整備が進み、かつ、噴火時の観測データが豊富な火山では、その予兆となる観測データの変化が捉えられた場合は噴火の発生を予測できることもあるが、<u>噴火の時期や規模、影響範囲等を的確に予測することは難しく、明瞭な前兆が観測されないままに噴火に至る場合もある。</u></p> <p>6. 1 (略)</p> <p>6. 2 1項目～3項目 (略)</p> <p>・気象庁、砂防部局、火山専門家等は、噴火の規模や火山活動の状況、火山現象及びその影響範囲などの把握に努め、協議会の構成機関と情報共有を図る。その際、噴火が発生した位置等が事前の想定と異なる場合、火山現象及びその影響範囲等の想定を<u>修正する</u>。</p> <p>6. 3～6. 4 (略)</p> <p>6. 5 (1) 噴石から身を守る 爆発的な噴火によって火口から飛散する噴石は、その大きさによって防災対応が異なる。 イ 大きな噴石 (<u>直径数十cm</u>) ロ 小さな噴石 (<u>直径2mm以上</u>) 小さな噴石 (<u>直径2mm以上</u>) は風の影響を・・・(略)</p>	<p>6 観測体制の整備が進み、かつ、噴火時の観測データが豊富な火山では、その予兆となる観測データの変化が捉えられた場合は噴火の発生を予測できることもあるが、<u>それでも</u>噴火の時期や規模、影響範囲等を的確に予測することは難しく、<u>さらには</u>明瞭な前兆が観測されないままに噴火に至る場合もある。</p> <p>6. 1 (略)</p> <p>6. 2 1項目～3項目 (略)</p> <p>・気象庁、砂防部局、火山専門家等は、噴火の規模や火山活動の状況、火山現象及びその影響範囲などの把握に努め、協議会の構成機関と情報共有を図る。その際、噴火が発生した位置等が事前の想定と異なる場合、火山現象及びその影響範囲等の想定を<u>修正に努める</u>。</p> <p>6. 3～6. 4 (略)</p> <p>6. 5 (1) 噴石から身を守る 爆発的な噴火によって、<u>火口から</u>飛散する噴石は、その大きさによって防災対応が異なる。 イ 大きな噴石 (概ね <u>50cm以上</u>) ロ 小さな噴石 (概ね <u>50cm未満</u>) 小さな噴石 (<u>概ね50cm未満</u>) は風の影響を・・・(略)</p>	<p>*表現の見直し</p> <p>*表現の訂正 (内閣府HP)</p> <p>*表現の見直し</p>

新	旧	備考

7 救出・救助

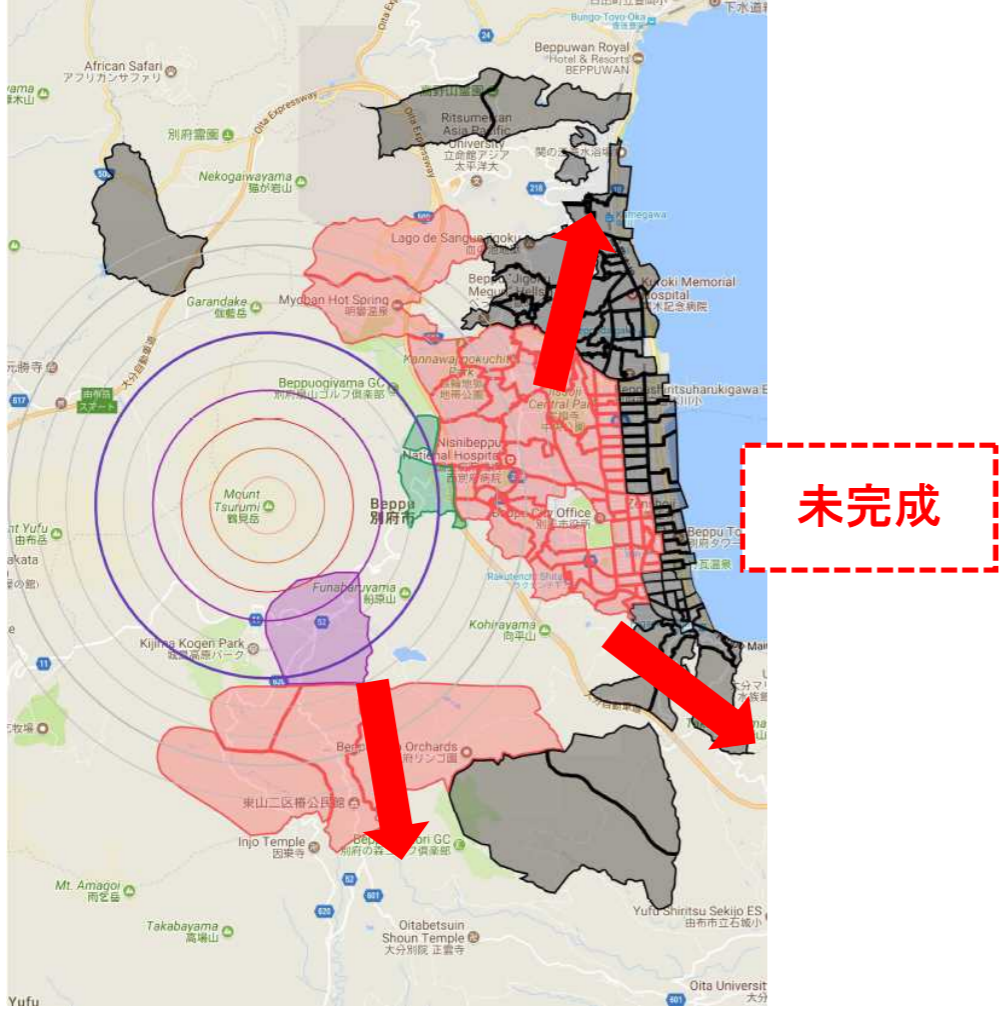
新						旧						備考
7. 1～7. 3 (略)						7. 1～7. 3 (略)						*離着陸場の変更
7. 4						7. 4						
表7-1 ヘリコプター離着陸場						表7-1 ヘリコプター離着陸場						
名称	所在地	幅×長(m)	管理者	連絡先		名称	所在地	幅×長(m)	管理者	連絡先		
1	大分空港	大分県国東市武蔵町	国土交通大臣			1	大分空港	大分県国東市武蔵町	国土交通大臣			
2	大分県庁ヘリポート	大分市大手町3丁目1番1号	大分県知事	大分県会計管理局 庁舎管理班 097-506-2961		2	大分県庁ヘリポート	大分市大手町3丁目1番1号	大分県知事	大分県会計管理局 庁舎管理班 097-506-2961		
別府市						別府市						
3	別府 野口原 (陸上競技場)	別府市大字別府字野口原3088	別府市	0977-21-1111		3	別府 野口原 (陸上競技場)	別府市大字別府字野口原3088	別府市	0977-21-1111		
4	別府 野口原 (野球場)	別府市大字別府字野口原3088	別府市	0977-21-1111		4	別府 野口原 (野球場)	別府市大字別府字野口原3088	別府市	0977-21-1111		
5	別府 野口原 (野球場) - 2	別府市大字別府字野口原3088	別府市スポーツ推進課	0977-21-8088		5	別府 野口原 (野球場) - 2	別府市大字別府字野口原3088	別府市	0977-21-1111		
6	別府志高 (市営グラウンド)	別府市大字志高4380-1	別府市スポーツ推進課	0977-21-8088		6	別府 志高 (野営場、神楽女湖駐車場)	別府市大字志高4380-1	別府市総合振興センター	0977-24-9930		
7	別府 中央浄化センター	別府市亀川東町1363-46	別府市中央浄化センター	0977-67-4261		7	別府 中央浄化センター	別府市亀川東1363	別府市中央浄化センター	0977-67-4261		
8	別府 第4埠頭 (緑地部分)	別府市上人ヶ浜 地先	別府市都市整備課	0977-21-1111		8	別府 第4埠頭 (緑地部分)	別府市上人ヶ浜 地先	別府市	0977-21-1111		
9	別府 医療センター	別府市内竈15組-1	別府医療センター	0977-67-1111		9	別府 医療センター	別府市内竈15組-1	別府医療センター	0977-67-1111		
10	実相寺多目的グラウンド	別府市大字鶴見3763-1	別府市スポーツ推進課	0977-21-8088			(追加)					
11	古賀原	別府市古賀原2組	古賀原自治会 (代) 別府市消防本部	0977-25-1122			(追加)					
宇佐市						宇佐市						
10	宇佐 駅館川	宇佐市大字上田地先	宇佐市	0978-32-1111		10	宇佐 駅館川	宇佐市大字上田地先	宇佐市	0978-32-1111		
11	宇佐 院内 (農村広場)	宇佐市院内町大副410	宇佐市 院内支所	0978-42-5111		11	宇佐 院内 (農村広場)	宇佐市院内町大副410	宇佐市 院内支所	0978-42-5111		
12	安心院グラウンド	宇佐市安心院町下毛1046-1	宇佐市 安心院支所	0978-44-2177		12	安心院グラウンド	宇佐市安心院町下毛1046-1	宇佐市 安心院支所	0978-44-2177		
13	院内 平成の森公園	宇佐市院内町原口1447	宇佐市 管理公社	0978-42-5894		13	院内 平成の森公園	宇佐市院内町原口1447	宇佐市 管理公社	0978-42-5894		
14	宇佐市総合運動場	宇佐市大字川部1591	宇佐市教育委員会	0978-32-1111		14	宇佐市総合運動場	宇佐市大字川部1591	宇佐市教育委員会	0978-32-1111		
由布市						由布市						
15	挾間 中洲賀グラウンド	由布市挾間町向原15	由布市教育委員会	097-582-1111		15	挾間 中洲賀グラウンド	由布市挾間町向原15	由布市教育委員会	097-582-1111		
16	挾間 消防学校	由布市挾間町向原769	大分県消防学校	097-583-1199		16	挾間 消防学校	由布市挾間町向原769	大分県消防学校	097-583-1199		
17	庄内総合運動公園 (駐車場)	由布市庄内町大龍1255-3	由布市教育委員会	097-582-1111		17	庄内総合運動公園 (駐車場)	由布市庄内町大龍1255-3	由布市教育委員会	097-582-1111		
18	湯布院町スポーツセンター	由布市湯布院町川西1200番地1	由布市教育委員会	097-582-1111		18	湯布院町スポーツセンター	由布市湯布院町川西1200番地1	由布市教育委員会	097-582-1111		

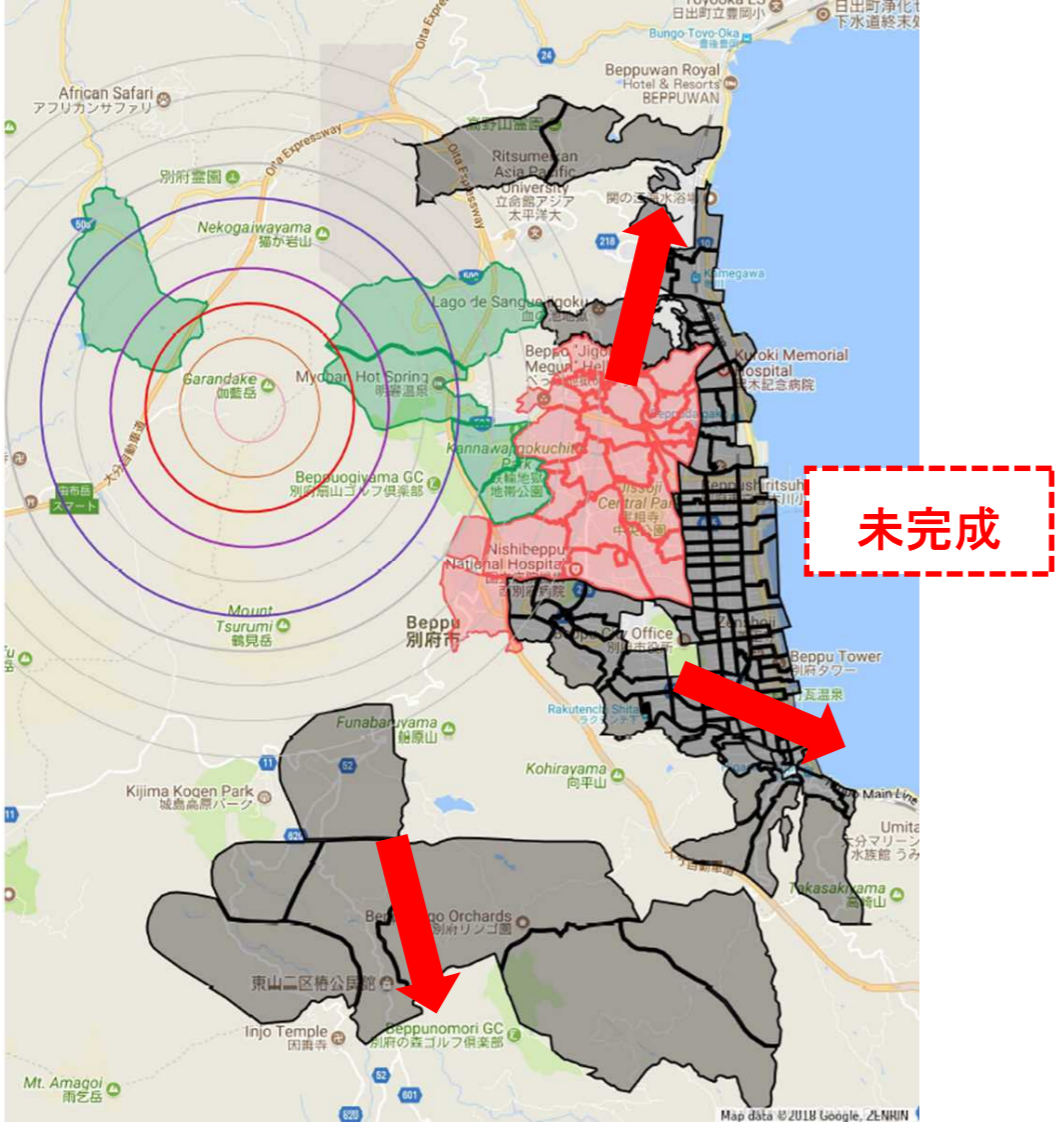
新					旧					備考		
日出町					日出町							
19	<u>日出総合高校(野球場)</u>	速見郡日出町大字大神1396-43		<u>大分県立日出総合高等学校</u>	0977-72-2855	19	<u>日出 陽谷高校(グラウンド)</u>	速見郡日出町大字大神1396-43			<u>大分県立日出陽谷高等学校</u>	0977-72-2855
20	<u>日出住吉グラウンド</u>	速見郡日出町大字大神牧ノ内		日出町	0977-73-3111	20	<u>日出 住吉</u>	速見郡日出町大字大神牧ノ内			日出町	0977-73-3111
21	<u>日出町保健福祉センター(日出ふれあいグラウンド)</u>	速見郡日出町大字藤原2277-1		日出町福祉対策課	0977-73-3121	21	<u>日出ふれあいグラウンド</u>	速見郡日出町大字藤原2277-1			日出町福祉対策課	0977-73-3121
22	<u>川崎運動公園グラウンド</u>	速見郡日出町大字川崎3323-1		<u>日出町都市建設課</u>	<u>0977-73-3171</u>		<u>(追加)</u>					
(大分県地域防災計画資料編)					(大分県地域防災計画資料編)							

8 広域避難

新	旧	備考
<p><u>居住地域に重大な被害を及ぼすおそれがある噴火警戒レベル4、5においては、噴火の影響範囲が広く、場合によっては市町の区域を越える広域的な避難が必要となるため、広域避難を円滑に実施できるよう原則的な事項をこの項目において定める。</u></p> <p><u>8. 1 広域避難の実施判断</u></p> <p><u>市町は、当該市町に噴火の影響により災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、災害対策基本法第60条第1項の規定により、住民避難が必要と判断する場合、避難対象エリアに避難指示等を発令する。</u></p> <p><u>噴火警戒レベル3において火山に関する解説情報(臨時)が発表される等、火山活動の高まりが見られ、火山現象の影響範囲によって、当該市町内で安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難であり、かつ、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、住民等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると判断した場合は、広域避難の実施を検討し、県や隣接市町村と情報共有・調整を行う。</u></p> <p><u>受入避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、県内の他市町村や隣接県への避難が必要となった場合には、県が広域避難者の受入れを要請する。ただし、被災等により隣接県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。</u></p> <p><u>8. 2 避難対象エリアの設定</u></p> <p><u>噴火警戒レベルが事前に引上げられた場合、あるいは噴火直後の場合は、あらかじめ定められている噴火警戒レベルに応じた影響想定範囲を避難対象エリアとして設定する(「噴火警戒レベル別の避難対象地区、人数」は表1、表2のとおり)</u></p> <p><u>噴火開始から時間が経過している場合は、気象庁などの関係機関の観測結果や火山の活動状況に基づき、火山防災協議会や火山専門家等の意見を踏まえ避難対象エリアを設定する。</u></p>	<p><u>8. 1 広域避難体制</u></p> <p><u>火口の位置や状況により入山ルートと下山ルートが異なる場合を想定し、火山防災協議会を通じて、関係市町、関係機関等と広域避難を行うための体制を整備する。なお、広域避難時に必要となる県内非被災市町村や県外の自治体等との調整は県が中心になって行う。</u></p> <p><u>広域避難時の避難先および輸送方法、輸送手段の確保において、大分県地域防災計画・・・火山編に準じた対応を基本とする。また、他都道府県へ応援要請が必要な場合は、大分県広域受援計画に準じた対応を基本とする。</u></p> <p><u>8. 2 広域避難の判断・実施</u></p> <p><u>火山現象の影響範囲によって、被災市町内で安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、広域避難を実施する。広域避難実施にあたっては、協議会等による会議の場を設け、広域避難に係る情報共有・調整を行う。県は、避難先の都道府県及び避難先市町村と避難者の受入れ等に係る調整を行う。</u></p> <p><u>県、関係市町、警察等は、広域避難の実施が決定された場合、必要に応じて、避難経路での通行規制等を実施する。また、避難誘導の対応にあたる。</u></p> <p><u>8. 3 避難手段の確保</u></p> <p><u>関係市町は、広域避難が必要な場合、速やかに対象となる避難者数を把握し、避難する手段などの情報とともに、県に報告する。</u></p>	<p>* 現行の大分県地域防災計画においても、三次避難区域を示しており、この区域の住民の人数が約68,000人となります(この数字は令和元年度に令和2年3月現在の調査をまとめたものです)。</p> <p>* 令和2年12月から令和3年3月にかけて、火山防災協議会の構成員である別府市、宇佐市、由布市、日出町、気象台に、関係市の大分市を加えて、広域避難について検討。</p> <p>* 阿蘇火山広域避難計画や災害対策基本の一部改正を参考に書きぶりを整理</p>

新	旧	備考
<p><u>8. 3 広域避難の実施手順</u></p> <p><u>(1) 避難実施市町から避難受入市町村への要請</u> 避難を実施する市町（以下、避難実施市町）は、避難情報（被害状況、避難対象地区の名称、避難対象者数等）を避難者を受け入れる市町村（以下、避難受入市町村）に伝え、避難の受入、避難所の開設を要請する。（「避難実施市町、避難受入市町村の開設避難所候補一覧」は表3、表4のとおり）</p> <p><u>(2) 受入避難所の決定</u> 避難受入市町村は、避難受入市町村内の被災状況を考慮したうえで、受入可否の判断を行い、その結果を県、避難実施市町へ連絡する。受入避難所については駐車場の確保が可能な避難所を優先的に選定する。避難受入市町村が受入可能と回答した場合は、避難所の開設及び避難の受入準備を開始する。</p> <p><u>(3) 一時集結地の決定</u> 避難実施市町は、バス等乗車場所（避難実施市町側の一時集結地）を決定し、避難受入市町村、県に連絡する。また、受入避難所の開設に時間を要する場合は、必要に応じて、避難受入市町村は避難経由地（避難受入市町村側の一時集結地）を設ける。（一次集結地候補一覧は表5のとおり）</p> <p><u>(4) 避難所、一時集結地の開設完了の連絡</u> 避難受入市町村は、避難所、一時集結地の開設完了を避難実施市町、県に報告する。</p> <p><u>(5) 避難方法</u> 避難については、自家用車による避難を原則とし、自家用車等による避難が困難な住民は、一時集結地からバス等により避難するものとする。（噴火警戒レベル5（3次避難）での避難先及び避難ルートについては図1、図2のとおり）</p> <p><u>(6) 避難指示等の発令・避難開始</u> 避難実施市町は、避難指示等を発令するとともに、受入避難所、一時集結地、避難ルート等を含む避難に関する広報を行う。 広域避難者は、受入避難場所へ避難を開始する。一時集結地が決定された場合は、一時集結地に一旦集合した上で、受入避難所へ避難を行う。</p> <p><u>(7) 広域避難者の把握</u> 避難実施市町は、受入避難所で避難者の受入を行うとともに、広域避難者数などの避難状況を避難受入市町村に報告する。避難開始当初などで避難受入市町村が避難所の運営を行っている場合は、避難受入市町村が避難状況を把握する。</p> <p><u>(8) 避難実施状況の報告</u> 避難受入市町村は、避難実施市町からの連絡等により、受入避難所ごとの広域避難者数を把握し、</p>	<p>県及び関係市町が輸送機関と結んでいる協定等を活用し、避難手段を確保する。避難手段は、自家用車や鉄道による自主避難、バスによる避難が主となる。また、緊急時には関係機関と連携し、ヘリや車両等による避難も検討する。</p> <p><u>8. 4 避難先の受入準備</u> 県は、避難先市町村等と避難者の受け入れにあたり、避難所等の割り当てなどの調整を行う。避難所等の開設・運営については、被災市町が行うことを基本とするが、受け入れ先の市町村と協議し、被災市町の状況等に応じて担当を定めることとする。 また、被災市町の規模や状況から、被災市町からの応援要請を待ついとまがない場合には、県または国が被災市町にかわって広域一時滞在に係る調整を進める。</p>	

新	旧	備考
<p data-bbox="100 210 296 241"><u>県に報告する。</u></p> <p data-bbox="326 430 1068 462">図1 噴火警戒レベル5（3次避難）での避難ルート 鶴見岳</p>  <p data-bbox="192 1459 1276 1491"><u>(三次避難区域) 3 kmを超える居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫</u></p>		

新	旧	備考
<p data-bbox="320 388 1071 422">図2 噴火警戒レベル5（3次避難）での避難ルート 伽藍岳</p>  <p data-bbox="201 1507 1276 1541"><u>(三次避難区域) 3 kmを超える居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫</u></p> <p data-bbox="112 1642 489 1675">8. 4 避難行動要支援者の避難</p> <p data-bbox="112 1690 1288 1858"><u>避難行動要支援者の避難については、避難に伴うリスクを極力避ける必要があるため、移動手段の確保や福祉避難所等の受入先選定など避難準備を早期に実施することとし、原則として、噴火警戒レベル4が発令された段階で、噴火警戒レベル5の全ての避難対象エリアの避難行動要支援者は避難を開始する。</u></p> <p data-bbox="112 1873 1288 1942"><u>他市町村の福祉避難所などへの避難を実施する場合、避難実施市町は避難受入市町村や関係機関との間で避難行動要支援者情報の共有を行う。</u></p>		

新	旧	備考
<p><u>(1) 在宅避難行動要支援者への対応</u> <u>在宅避難行動要支援者のうち「自力で避難可能な者」及び「支援者の同行により避難可能な者」については、自家用車又は支援者の車両等で避難所等へ直接避難する。また、在宅避難行動要支援者のうち「支援者がいない者」については、消防団や自主防災組織等の避難支援関係者間で情報共有し、避難支援を行う。</u></p> <p><u>(2) 特別な配慮を要する者（社会福祉施設等入所者、入院患者）への対応</u> <u>避難行動要支援者のうち、「特別な配慮を要する者（社会福祉施設等入所者、入院患者）」について、原則として、社会福祉施設等が行う。社会福祉施設等は、平常時において、入所者・入院患者等の避難計画等を作成し、入所者・入院患者の避難先となる施設と協定を締結する等により避難先を確保する。</u> <u>避難実施市町は、他市町村への避難を要する者の状況等を把握し、県に報告する。県と避難受入市町村は、避難受入市町村内の福祉避難所指定を受けた施設、社会福祉施設及び医療機関などの協力を得て、受入候補地を整理し、避難実施市町からの報告内容を踏まえ、避難先を選定する。県及び避難実施市町は、社会福祉施設等から支援要請があったときは輸送手段の確保について支援を行う。</u></p> <p><u>8. 5 避難所の開設・運営</u></p> <p><u>(1) 避難所の開設</u> <u>避難実施市町と避難受入市町村が調整し、受入避難所を決定する。避難所の開設及び避難の受入準備については避難受入市町村が行う。</u></p> <p><u>(2) 避難所の運営</u> <u>避難所の運営は、原則として避難実施市町の職員及び町内会等が行う。開設当初は避難受入市町村が避難所の運営主体となり、被災及び避難の状況を勘案し、適時避難実施市町に引き継ぐ。この際、避難受入市町村は、引き続き避難所の運営に必要な支援を行う。</u></p> <p><u>(3) 駐車場の確保</u> <u>広域避難の実施は、自家用車による避難を原則としているため、県、避難実施市町及び避難受入市町村は、避難所や一時集結地以外の公共施設や民間施設の駐車場の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 避難所への物資調達</u> <u>避難実施当初においては、物資の調達に間に合わないことから避難先等の備蓄物資を優先的に利用するなどして対応する。発災から時間が経過してからは、物資供給協定事業者からの調達物資や国・県等からの支援物資を物資集配拠点において仕分け、輸送することにより対応する。</u></p> <p><u>(5) 受入避難所に係る費用負担</u> <u>受入避難所に係る費用は、原則として避難実施市町が負担する。避難受入市町村が立替払いした場合は、避難実施市町と避難受入市町村が協議を行い、支払い方法などについて決定する。</u></p>		

新	旧	備考
<p>8. 6 避難者の輸送</p> <p>(1) 輸送事業者への要請</p> <p>県は、避難実施市町が広域避難の実施を検討している段階から、県バス協会等との緊急・救援輸送に関する協定に基づき、輸送事業者に対しバス等の派遣について調整を行い、避難実施市町が広域避難の実施を行うと判断した時点で、バス等の派遣を要請する。避難者を輸送する際には、県、避難実施市町、避難受入市町村及び輸送事業が協力して輸送ルート決定、運行調整を行う。</p> <p>(2) バス等乗車場所の決定、周知</p> <p>避難実施市町は、広域避難の避難対象エリア外にバス等乗車場所（一時集結地）を選定し決定する。また、避難指示等を発令すると同時に、バス等乗車場所を住民に周知する。</p> <p>(3) 避難経路所の設置</p> <p>避難受入市町村は、必要に応じて避難経路地（一時集結地）を設定し、避難実施市町からの避難者の避難先振り分け等を実施する。これにより、段階的に避難所を開設するなど、避難受入市町村の初期段階における避難所運営等の負担の軽減を図る。</p> <p>(4) 輸送ルートの設定</p> <p>火山の活動状況や道路の状況、避難先の選定状況等を踏まえ、県、避難実施市町及び避難受入市町村は、道路管理者等と調整を行い、輸送ルートを設定する。</p> <p>(5) 輸送の実施</p> <p>避難受入市町村の受入準備が整い次第、避難実施市町のバス等乗車場所（一時集結地）から避難受入市町村の避難経路所（一時集結地）あるいは受入避難所への輸送を開始する。なお、火山の活動状況等を踏まえ、大きな噴石等により避難が困難な場合には市町または県が要請する警察、消防、自衛隊の救助を待ち避難を行うものとする。</p> <p>8. 7 広域避難路の指定及び確保</p> <p>(1) 広域避難路の指定</p> <p>広域避難路とは噴火時の避難に用いる道路のことを指し、大分県緊急輸送道路ネットワーク計画における緊急輸送道路（1次、2次）のなかで、別府市、由布市、宇佐市を通る道路を広域避難路に指定する。</p> <p>そのほか、噴火時には火山活動状況及び道路状況等を踏まえ、広域避難路を追加指定する。</p>		

新	旧	備考								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="100 422 281 468">市町村名</th> <th data-bbox="281 422 1299 468">広域避難路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="100 468 281 558">別府市</td> <td data-bbox="281 468 1299 558">大分自動車道、東九州自動車道、国道10号、国道500号、県道亀川別府線、県道別府庄内線</td> </tr> <tr> <td data-bbox="100 558 281 604">宇佐市</td> <td data-bbox="281 558 1299 604">大分自動車道、東九州自動車道、国道10号、国道500号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="100 604 281 651">由布市</td> <td data-bbox="281 604 1299 651">大分自動車道、県道別府湯布院線、県道鳥越湯布院線</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	広域避難路	別府市	大分自動車道、東九州自動車道、国道10号、国道500号、県道亀川別府線、県道別府庄内線	宇佐市	大分自動車道、東九州自動車道、国道10号、国道500号	由布市	大分自動車道、県道別府湯布院線、県道鳥越湯布院線	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px;"> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold; color: red;">一部記載</p> </div>	
市町村名	広域避難路									
別府市	大分自動車道、東九州自動車道、国道10号、国道500号、県道亀川別府線、県道別府庄内線									
宇佐市	大分自動車道、東九州自動車道、国道10号、国道500号									
由布市	大分自動車道、県道別府湯布院線、県道鳥越湯布院線									
<p>図3 (参考) 大分県緊急輸送道路ネットワーク図</p>										
										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20px; height: 10px; background-color: red;"></td> <td>一次ネットワーク</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 10px; background-color: blue;"></td> <td>二次ネットワーク</td> </tr> </tbody> </table>			凡 例			一次ネットワーク		二次ネットワーク		
凡 例										
	一次ネットワーク									
	二次ネットワーク									
<p>(2) 広域避難路の確保</p> <p>避難実施市町は、道路管理者、警察等と協力し、避難者の避難誘導等を行い、警察に対し交通規制の要請を行う。火山灰等の堆積物により、通行に支障がある場合は、道路管理者は人員及び資機材(路面清掃車及び散水車等)を配備し、火山灰等の除去作業を行う。必要があれば、県は国土交通省九州地方整備局等への資機材等の支援要請を行う。</p>										

新	旧	備考
<p>8. 8その他</p> <p>(1) 観光客等の一時滞在者対策 <u>県及び避難実施市町は、観光客等の一時滞在者に対して、報道機関や観光関連団体等を通じて、火山の活動状況や避難に関する情報を適切に提供する。避難指示等が発令された段階で帰宅等が出来ない場合は、最寄りの一時集結地から住民とともにバス等により避難を行う。</u></p> <p>(2) 外国人対策 <u>県及び避難実施市町、避難受入市町村は、外国人に対して、火山の活動状況や避難指示等の避難情報などが正確に伝わるよう、やさしい日本語や外国語を用いて適切に情報提供を行う。</u></p> <p>(3) ペットの避難 <u>大分県被災動物救護対策指針に基づき、ペットの避難については飼い主との同行避難を基本とする。県及び避難実施市町はペットの保管場所の確保や輸送手段の調整を行うものとする。災害時の輸送手段を有していない飼い主は、平時から家族、友人等の協力を得て、災害時の輸送手段の確保やペットの一時預け先を探しておくなどに努めることとする。</u></p> <p>(4) 物資及び資機材の調達供給 <u>物資（食品、生活必需品等及び飲料水等）及び資機材（路面清掃車、散水車等）の調達供給については、それぞれの防災関係機関において実施する。県による物資及び資機材の調達供給が必要と判断される場合又は市町村その他の防災関係機関から要請があった場合は県が対処する。</u></p> <p>(5) ライフライン対策 <u>降灰の影響として、送電線のショートによる停電や河川や浄水場の水質悪化による給水停止などライフラインに被害を及ぼす可能性がある。特に降灰被害は広範囲に及ぶことから、避難所の運営に支障をきたすことも考慮し、近隣市町村以外の他市町村や県外市町村への避難についても検討を行うこととする。</u></p> <p>(6) 渋滞対策 <u>自家用車での避難を原則としていることから、県及び避難実施市町は、総量抑制の啓発（相乗り、一家族一台等）や交通情報の発信・周知などに努めることとする。</u></p> <p>(7) 感染症対策 <u>広域避難を行う場合、多数の住民の移動を伴うことから、避難者の輸送や避難所の運営などにおいて、感染症対策に十分留意し実施することとする。</u></p> <p>(8) 住宅対策 <u>避難実施市町は、避難が長期間に及んだ場合、自宅への居住が困難となった被災者の住宅ニーズの把握を行い、公営住宅のあっせんや民間賃貸住宅の情報提供を行うなど、応急的な住宅の供給に努める。県は、応急仮設住宅の建設候補地の調整など、必要に応じて支援を行う。</u></p>		

新	旧	備考																																																																										
<p><u>(9) 一時帰宅措置の検討</u> 火山活動が小康期に入った場合、火山防災協議会や火山専門家等の意見をもとに、避難者の一時帰宅を検討する。</p> <p><u>(10) 家畜対策</u> 避難実施市町は、自市町内の畜産事業者の実態（事業者数、畜種別頭羽数など）を把握し、噴火時の家畜被害の対策を検討する。噴火前で、家畜の避難の実施ができる場合は、県及び避難実施市町は畜産事業者と協力し、家畜の避難先の選定、輸送手段の確保を行う。</p> <p style="text-align: center;">表 1 噴火警戒レベル別の避難対象地区、人数（鶴見岳） R2.3.1 現在</p> <p><u>噴火警戒レベル4</u></p> <p><u>別府市</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>行政区</th> <th>世帯数</th> <th>人数</th> <th>避難行動要支援者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東山地区</td> <td>東山一区</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>噴火警戒レベル5（一次避難区域）</u></p> <p><u>別府市</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>行政区</th> <th>世帯数</th> <th>人数</th> <th>避難行動要支援者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東山地区</td> <td>東山一区</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>噴火警戒レベル5（二次避難区域）</u></p> <p><u>別府市</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>行政区</th> <th>世帯数</th> <th>人数</th> <th>避難行動要支援者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東山地区</td> <td>東山一区</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>南立石地区</td> <td>堀田</td> <td>449</td> <td>697</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>噴火警戒レベル5（三次避難区域）</u></p> <p><u>別府市</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>行政区</th> <th>世帯数</th> <th>人数</th> <th>避難行動要支援者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">東山地区</td> <td>東山一区</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>東山二区</td> <td>32</td> <td>65</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>枝郷</td> <td>38</td> <td>90</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>山の口</td> <td>17</td> <td>21</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>城島</td> <td>30</td> <td>52</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">南立石地区</td> <td>堀田</td> <td>449</td> <td>697</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>南立石1区</td> <td>831</td> <td>1,540</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>南立石2区</td> <td>355</td> <td>776</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数	東山地区	東山一区	30	60	6	地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数	東山地区	東山一区	30	60	6	地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数	東山地区	東山一区	30	60	6	南立石地区	堀田	449	697	42	地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数	東山地区	東山一区	30	60	6	東山二区	32	65	7	枝郷	38	90	6	山の口	17	21	3	城島	30	52	1	南立石地区	堀田	449	697	42	南立石1区	831	1,540	53	南立石2区	355	776	50		
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数																																																																								
東山地区	東山一区	30	60	6																																																																								
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数																																																																								
東山地区	東山一区	30	60	6																																																																								
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数																																																																								
東山地区	東山一区	30	60	6																																																																								
南立石地区	堀田	449	697	42																																																																								
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数																																																																								
東山地区	東山一区	30	60	6																																																																								
	東山二区	32	65	7																																																																								
	枝郷	38	90	6																																																																								
	山の口	17	21	3																																																																								
	城島	30	52	1																																																																								
南立石地区	堀田	449	697	42																																																																								
	南立石1区	831	1,540	53																																																																								
	南立石2区	355	776	50																																																																								

新					旧					備考
		南立石生目町	424	932	50					
		南立石板地町	212	441	18					
		南立石本町	147	261	18					
		南立石八幡町	186	322	12					
		南荘園町	701	1,624	43					
		鶴見園町	307	633	39					
		観海寺	172	324	12					
	鶴見地区	扇山	3,228	6,481	257					
		鶴見	1,605	3,233	155					
		荘園	1,343	2,482	190					
	大平山地区	小倉	683	1,374	49					
		竹の内	1,482	3,285	139					
		大畑	1,059	2,257	92					
		朝日ヶ丘町	324	551	23					
	緑丘地区	荘園北町	339	482	42					
		東荘園1丁目	77	156	5					
		東荘園2丁目	165	350	18					
		東荘園3丁目	187	394	20					
		東荘園4丁目	279	555	25					
		東荘園5丁目	163	386	11					
		東荘園6丁目	106	235	10					
		東荘園7丁目	51	110	4					
		東荘園8丁目	61	143	7					
		東荘園9丁目	35	80	3					
		緑丘町	346	718	18					
		実相寺	722	1,523	43					
		西地区	原町	559	1,063					
	中島町		609	1,165	82					
	光町1区		210	370	20					
	光町2区		354	538	38					
	光町3区		131	258	12					
	朝見1丁目1区		216	321	22					
	朝見2丁目		334	598	38					
朝見3丁目	252		421	31						
乙原	38		69	4						
青山地区	中央町	189	274	12						
	西野口町	677	1,213	50						
	田の湯町	493	820	27						

新					旧					備考
		上田の湯町	737	1,360	54					
		青山町	534	1,081	43					
		上原町	509	994	39					
		山の手町	965	2,087	63					
境川地区		上野口町1区	193	346	24					
		上野口町2区	455	871	61					
		天満町1区	175	345	16					
		天満町2区	474	899	47					
		石垣西1丁目	110	278	9					
		石垣西2丁目	276	640	27					
		石垣西3丁目	430	918	40					
野口地区		幸町	556	920	37					
		富士見町	388	679	30					
		野口中町	600	989	55					
		野口元町1区	347	480	29					
		野口元町2区	277	423	28					
		駅前本町	297	418	20					
		駅前町	254	366	15					
朝日地区		明礬	127	206	19					
		湯山	57	99	4					
		火売	1,115	2,283	87					
		馬場	1,303	2,866	105					
		北中	795	1,459	62					
		新別府	842	1,842	58					
春木川地区		春木	311	633	15					
石垣地区		南須賀	87	188	11					
		石垣西4丁目	272	549	18					
		石垣西5丁目	263	520	20					
		石垣西6丁目	286	592	15					
		石垣西7丁目	243	521	19					
		石垣西8丁目	311	601	24					
		石垣西9丁目	292	549	25					
		石垣西10丁目	475	879	29					
由布市										
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数						
塚原地区	塚原地区	155	326	32						

*表に示されている世帯数、人数、避難行動要支援者数は、令和2年3月1日現在の数値であり、避

新	旧	備考																																		
<p>難対象となる人数を算出するために便宜上掲載したものである。市は、平常時から避難対象となる行政区の情報を随時更新し整理しておく。</p>																																				
<p>表 2 噴火警戒レベル別の避難対象地区、人数（伽藍岳） R2.3.1 現在</p>																																				
<p><u>噴火警戒レベル4</u></p>																																				
<p><u>由布市</u></p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>行政区</th> <th>世帯数</th> <th>人数</th> <th>避難行動要支援者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塚原地区</td> <td>塚原地区</td> <td>155</td> <td>326</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>			地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数	塚原地区	塚原地区	155	326	32																								
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数																																
塚原地区	塚原地区	155	326	32																																
<p><u>噴火警戒レベル5（一次避難区域）</u></p>																																				
<p><u>由布市</u></p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>行政区</th> <th>世帯数</th> <th>人数</th> <th>避難行動要支援者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塚原地区</td> <td>塚原地区</td> <td>155</td> <td>326</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>			地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数	塚原地区	塚原地区	155	326	32																								
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数																																
塚原地区	塚原地区	155	326	32																																
<p><u>噴火警戒レベル5（二次避難区域）</u></p>																																				
<p><u>別府市</u></p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>行政区</th> <th>世帯数</th> <th>人数</th> <th>避難行動要支援者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">朝日地区</td> <td>明礬</td> <td>127</td> <td>206</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>湯山</td> <td>57</td> <td>99</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>天間</td> <td>44</td> <td>77</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>太平山地区</td> <td>小倉</td> <td>683</td> <td>1,374</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table>			地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数	朝日地区	明礬	127	206	19	湯山	57	99	4	天間	44	77	14	太平山地区	小倉	683	1,374	49											
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数																																
朝日地区	明礬	127	206	19																																
	湯山	57	99	4																																
	天間	44	77	14																																
太平山地区	小倉	683	1,374	49																																
<p><u>由布市</u></p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>行政区</th> <th>世帯数</th> <th>人数</th> <th>避難行動要支援者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塚原地区</td> <td>塚原地区</td> <td>155</td> <td>326</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>			地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数	塚原地区	塚原地区	155	326	32																								
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数																																
塚原地区	塚原地区	155	326	32																																
<p><u>噴火警戒レベル5（三次避難区域）</u></p>																																				
<p><u>別府市</u></p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>行政区</th> <th>世帯数</th> <th>人数</th> <th>避難行動要支援者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">朝日地区</td> <td>明礬</td> <td>127</td> <td>206</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>湯山</td> <td>57</td> <td>99</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>天間</td> <td>44</td> <td>77</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>火売</td> <td>1,115</td> <td>2,283</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>北中</td> <td>795</td> <td>1,459</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>鉄輪上</td> <td>182</td> <td>334</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>風呂本</td> <td>76</td> <td>142</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>			地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数	朝日地区	明礬	127	206	19	湯山	57	99	4	天間	44	77	14	火売	1,115	2,283	87	北中	795	1,459	62	鉄輪上	182	334	11	風呂本	76	142	8
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数																																
朝日地区	明礬	127	206	19																																
	湯山	57	99	4																																
	天間	44	77	14																																
	火売	1,115	2,283	87																																
	北中	795	1,459	62																																
	鉄輪上	182	334	11																																
	風呂本	76	142	8																																

新					旧					備考
		御幸	194	287	18					
		井田	38	76	7					
		鉄輪東	832	1,639	63					
		北鉄輪	508	937	43					
		新別府	842	1,842	58					
		馬場	1,303	2,866	105					
	大平山地区	小倉	683	1,374	49					
		竹の内	1,482	3,285	139					
		大畑	1,059	2,257	92					
		朝日ヶ丘町	324	551	23					
	鶴見地区	扇山	3,228	6,481	257					
		鶴見	1,605	3,233	155					
		荘園	1,343	2,482	190					
	南立石地区	堀田	449	697	42					
	緑丘地区	荘園北町	339	482	42					
		東荘園1丁目	77	156	5					
		東荘園2丁目	165	350	18					
		東荘園3丁目	187	394	20					
		東荘園4丁目	279	555	25					
		東荘園5丁目	163	386	11					
		東荘園6丁目	106	235	10					
		東荘園7丁目	51	110	4					
		東荘園8丁目	61	143	7					
		東荘園9丁目	35	80	3					
		緑丘町	346	718	18					
		実相寺	722	1,523	43					
		春木川地区	中須賀元町	318	628					
	春木		311	633	15					
桜ヶ丘町	622		946	29						
上人地区	亀川四の湯町2区	655	1,274	79						
	上人西	451	794	37						
	上平田町	412	766	45						
	大観山町	186	410	15						
宇佐市										
	地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数					
	南畑地区	小田	28	45	7					
		丸田	14	27	2					
		大内	14	22	3					

新					旧					備考										
<table border="1"> <tr> <td>東椎屋地区</td> <td>東椎屋</td> <td>41</td> <td>76</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>萱籠地区</td> <td>萱籠</td> <td>53</td> <td>79</td> <td>7</td> </tr> </table>					東椎屋地区	東椎屋	41	76	6	萱籠地区	萱籠	53	79	7						
東椎屋地区	東椎屋	41	76	6																
萱籠地区	萱籠	53	79	7																
<p>由布市</p> <table border="1"> <tr> <th>地区名</th> <th>行政区</th> <th>世帯数</th> <th>人数</th> <th>避難行動要支援者数</th> </tr> <tr> <td>塚原地区</td> <td>塚原地区</td> <td>155</td> <td>326</td> <td>32</td> </tr> </table>					地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数	塚原地区	塚原地区	155	326	32						
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数																
塚原地区	塚原地区	155	326	32																
<p>*表に示されている世帯数、人数、避難行動要支援者数は、令和2年3月1日現在の数値であり、避難対象となる人数を算出するために便宜上掲載したものである。市は、平常時から避難対象となる行政区の情報を随時更新し整理しておく。</p>																				
<p>表 3 避難実施市町 開設避難所候補一覧 R2.10.2 現在</p>																				
別府市																				
No	施設名	住所	想定収容人数 (1人あたり4㎡)																	
1	浜脇中学校体育館	別府市大字浜脇 1208	189																	
2	南部地区公民館体育館	別府市浜脇 1-8-20	174																	
3	南小学校体育館	別府市浜脇 3-7-13	184																	
4	ふれあい広場サザンクロス 視聴覚教室、講座室	別府市千代町 1-8	77																	
5	別府中央小学校体育館	別府市京町 818-26	266																	
6	春木川小学校体育館	別府市大字北石垣 1218-5	141																	
7	別府大学第2体育館	別府市上平田町 10組	358																	
8	上人小学校体育館	別府市大字北石垣 171	183																	
9	北部地区公民館体育館	別府市上人ヶ浜町 6-54	114																	
10	あすなろ館 遊戯ホール、ホール	別府市平田町 14-24	34																	
11	亀川小学校体育館	別府市大字内竈 1179	154																	
12	別府市立北部中学校体育館	別府市大字亀川 231	152																	
13	旧別府羽室台高校体育館	別府市大字野田 565	226																	
14	すきっぷパーク どれみ専用ホール	別府市国立第二	23																	
合計			2,275																	
由布市																				
No	施設名	住所	想定収容人数 (1人あたり4㎡)																	

新				旧				備考			
1	湯布院B&G海洋センター	由布市湯布院町川上 1205 番地	250								
合計			250								
宇佐市											
No	施設名	住所	想定収容人数 (1人あたり4㎡)								
1	津房地区公民館	宇佐市安心院町六郎丸 666-2	90								
2	津房小学校	宇佐市安心院町六郎丸 708-1	487								
3	津房小学校体育館	宇佐市安心院町六郎丸 708-1	150								
合計			727								
<p style="text-align: center;">表 4 避難受入市町村 開設避難所候補一覧 R2.10.2 現在</p>											
大分市											
No	施設名	住所	想定収容人数 (1人あたり4㎡)								
1	金池小学校	大分市金池町 3-1-90	176								
2	J:COM ホルトホール大分	大分市金池南町 1-5-1	187								
3	上野ヶ丘中学校	大分市上野町 4-5	195								
4	大分上野丘高等学校	大分市上野丘 2-10-1	320								
5	コンパルホール	大分市府内町 1-5-38	539								
6	(旧) 荷揚町小学校	大分市荷揚町 3-49	198								
7	長浜小学校	大分市長浜町 2-6-25	176								
8	(旧) 中島小学校	大分市中島西 2-1-52	178								
9	浜町保育所	大分市新川西 6 組	93								
10	碩田学園	大分市泉町 8-41	480								
11	春日町小学校	大分市西春日町 1-48	172								
12	王子中学校	大分市南春日町 6-1	345								
13	生石保育所	大分市王子西町 8-11	86								
14	大分西部公民館	大分市王子新町 5-1	113								
15	大道小学校	大分市大道町 2-9-57	176								
16	県立豊学校	大分市東大道 2-5-12	200								
17	西の台小学校	大分市にじが丘 3-1717-1	211								
18	大分西中学校	大分市高崎 2-20-1	195								
19	大分西高等学校	大分市新春日町 2-1-1	300								
20	大分市立八幡小学校	大分市大字生石 82-1	176								
21	神崎小学校	大分市大字神崎 1798	176								
22	豊府小学校	大分市大字羽屋 13-1	195								

新				旧				備考
23	南大分公民館	大分市大字豊饒 76-1	125					
24	南大分体育館	大分市大字豊饒 380	280					
25	城南小学校	大分市大字永興 492-1	186					
26	城南中学校	大分市大字荏隈 754-19	195					
27	滝尾小学校	大分市大字羽田 515-1	176					
28	滝尾校区公民館	大分市大字羽田 518	43					
29	下郡小学校	大分市下郡北 3-17-23	238					
30	森岡小学校	大分市大字曲 1041-2	132					
31	大分南部公民館	大分市大字曲 1113	135					
32	森岡校区公民館	大分市大字津守 307	28					
33	津留小学校	大分市東津留 1-4-1	180					
34	舞鶴小学校	大分市西浜 2-1	176					
35	東大分小学校	大分市萩原 1-10-30	176					
36	城東中学校	大分市牧上町 14-19	262					
37	日岡小学校	大分市日岡 2-2-1	231					
38	大分東部公民館	大分市日吉町 3-1	395					
39	桃園小学校	大分市山津町 2-7-1	176					
40	原川中学校	大分市寺崎町 1-10-1	195					
41	明野東小学校	大分市明野東 3-2-1	167					
42	明野西小学校	大分市明野南 2-6-1	226					
43	明野北小学校	大分市明野北 4-10-1	176					
44	明野中学校	大分市明野南 3-7-1	211					
45	明治明野公民館	大分市明野北 4-7-8	132					
46	鶴崎小学校	大分市南鶴崎 3-3-1	164					
47	鶴崎公民館	大分市東鶴崎 1-1-7	127					
48	小中島公民館	大分市小中島 3-1-37	117					
49	三佐小学校	大分市三佐 5-6-8	181					
50	家島公民館	大分市大字家島 986	25					
51	別保小学校	大分市大字森町 963-1	176					
52	鶴崎中学校	大分市大字皆春 1200-1	193					
53	学校法人上東学園 もりまち幼稚園	大分市大字森町 403-2	75					
54	明治小学校	大分市大字猪野 74	211					
55	大東中学校	大分市大字横尾 2843-4	195					
56	明治北小学校	大分市大字小池原 428-1	176					
57	高田小学校	大分市大字下徳丸 38-2	176					
58	松岡小学校	大分市大字松岡 5047	175					
59	川添小学校	大分市大字宮河内 4566	176					
60	宮河内ハイランド公民館	大分市大字宮河内 3769-192	79					

新				旧	備考
61	陽光台公民館	大分市大字迫 9-44	47		
62	広内公民館	大分市大字広内 752	25		
63	上戸次小学校	大分市大字端登 1792	87		
64	大塔公民館	大分市上戸次 3478	15		
65	戸次中学校	大分市大字中戸次 4508-1	195		
66	判田小学校	大分市大字中判田 1818	174		
67	判田中学校	大分市大字中判田 2254	227		
68	判田米良公民館	大分市大字上判田 3766-2	37		
69	大分南高等学校	大分市大字中判田 2373-1	403		
70	ひばりヶ丘公民館	大分市ひばりヶ丘 2-6-1	58		
71	竹中小学校	大分市大字竹中 2821-1	116		
72	竹中中学校	大分市大字竹中 3621	176		
73	河原内くすのきホール	大分市大字河原内 3863-2	75		
74	吉野小学校	大分市大字辻 654	174		
75	吉野中学校	大分市大字辻 812	176		
76	植田小学校	大分市大字木ノ上 433-1	182		
77	植田公民館	大分市大字玉沢 789	159		
78	植田西中学校	大分市大字田原 378	176		
79	胡麻鶴公民館	大分市大字栖野 614-2	25		
80	宗方小学校	大分市松ヶ丘 1-24-1	176		
81	下宗方公民館	大分市大字下宗方 1295-1	41		
82	上宗方公民館	大分市大字上宗方 1246-1	61		
83	横瀬小学校	大分市大字横瀬 1109-1	176		
84	横瀬西小学校	大分市大字横瀬 2469	176		
85	東植田小学校	大分市大字田尻 499-1	180		
86	田尻小学校	大分市大字田尻 1250	176		
87	寒田小学校	大分市大字寒田 684-4	176		
88	植田東中学校	大分市大字寒田 1369-1	176		
89	敷戸小学校	大分市敷戸北町 12-1	211		
90	鴛野小学校	大分市大字鴛野 108-1	176		
91	賀来中学校	大分市大字賀来 101-3	245		
92	賀来公民館	大分市大字中尾 495-1	31		
93	大在西小学校	大分市角子原 1-4-41	234		
94	大在小学校	大分市横田 1-15-58	176		
95	大在中学校	大分市大字政所 2602-12	187		
96	大在公民館	大分市政所 1-4-18	195		
97	大在浜公民館	大分市大在浜 2-9-11	320		
98	坂ノ市小学校	大分市坂ノ市中央 5-8-1	539		

新				旧	備考
99	坂ノ市中学校	大分市坂ノ市南 2-9-72	191		
100	坂ノ市公民館	大分市坂ノ市西 1-10-6	92		
101	細公民館	大分市大字細 88-1	62		
102	大分東高等学校	大分市大字屋山 2009	226		
103	和光保育園	大分市里 2-1-23	30		
104	丹生小学校	大分市大字佐野 2660-2	162		
105	久土公民館	大分市大字久土 975-1	31		
106	延命寺公民館	大分市大字丹川 2440	17		
107	こうざき小学校	大分市大字本神崎 945-2	110		
108	(旧) 木佐上小学校	大分市大字木佐上 817	110		
109	(旧) 大志生木小学校	大分市大字志生木 207-1	188		
110	佐賀関中学校	大分市大字佐賀関 2ノ 115-2	180		
111	佐賀関小学校	大分市大字佐賀関 1104	169		
112	佐賀関公民館	大分市大字佐賀関 1407-27 (佐賀関市民センター内)	149		
113	関崎海星館	大分市大字佐賀関 4057-419	23		
114	田中体育館	大分市大字佐賀関 639-1	189		
115	白木体育館	大分市大字白木 2357	171		
116	田ノ浦生活改善センター	大分市田ノ浦	40		
117	一尺屋小学校体育館	大分市大字一尺屋 2368-1	96		
118	野津原小学校	大分市大字野津原 1774-1	103		
119	野津原公民館	大分市大字野津原 2885	157		
120	野津原中学校	大分市大字野津原 2978-13	137		
121	(旧) 野津原中部小学校	大分市大字竹矢 2108-1	90		
122	(旧) 野津原西部小学校	大分市大字上詰 704-1	72		
123	今市健康増進センター	大分市大字今市 1099-26	128		
124	南大分小学校	大分市二又町 2丁目 4番 1号	198		
合計			19,985		

日出町

No	施設名	住所	想定収容人数 (1人あたり4㎡)
1	南端地区公民館	日出町大字南畑 3731-3	85
2	南端小学校	日出町大字南畑 1210-8	201
3	豊岡地区公民館	日出町大字豊岡 5586	101
4	豊岡小学校	日出町大字豊岡 3354-1	347
5	日出中学校	日出町 2627	343
6	日出小学校	日出町 2610-1	421
7	日出町中央公民館	日出町 3891-2	322

新				旧				備考																																																																															
8	日出町中央体育館	日出町 3891-2	261																																																																																				
9	藤原地区公民館	日出町藤原 4380-1	96																																																																																				
10	藤原小学校	日出町藤原 5266-1	210																																																																																				
11	日出町保健福祉センター	日出町大字藤原 2277-1	825																																																																																				
12	川崎小学校	日出町大字川崎 1082	229																																																																																				
13	川崎体育館	日出町大字川崎 3777-1	248																																																																																				
14	大神地区公民館	日出町大神 2958-1	74																																																																																				
15	大神小学校	日出町大字大神 3139-1	183																																																																																				
16	大神中学校	日出町大字大神 3120	182																																																																																				
合計			4,128																																																																																				
<p>表 5 一時集結地候補一覧</p> <p>避難実施市町</p> <p>別府市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>管理者名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>浜脇公園・浜脇東浜公園</td> <td>別府市浜脇 1丁目 6</td> <td>別府市</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>別府中央小学校</td> <td>別府市京町 818-26</td> <td>別府市</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>石垣小学校</td> <td>別府市石垣西 7丁目 6-27</td> <td>別府市</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>上人小学校</td> <td>別府市大字北石垣 171</td> <td>別府市</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>別府大学</td> <td>別府市上平田町 10組</td> <td>学校法人 別府大学</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>旧別府羽室台高校</td> <td>別府市大字野田 565</td> <td>大分県</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>別府市公会堂</td> <td>別府市上田の湯町 6-37</td> <td>別府市</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>境川小学校</td> <td>別府市石垣西 1丁目 2-24</td> <td>別府市</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>中部中学校</td> <td>別府市大字鶴見 4530-1</td> <td>別府市</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>実相寺中央公園</td> <td>別府市大字鶴見字実相寺山</td> <td>別府市</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>別府競輪場</td> <td>別府市亀川東町 1番 36号</td> <td>別府市</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>別府市公設地方卸売市場</td> <td>別府市古市町 881番地 81</td> <td>別府市</td> </tr> </tbody> </table> <p>宇佐市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>管理者名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>津房地区公民館</td> <td>宇佐市安心院町六郎丸 666-2</td> <td>宇佐市</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>津房小学校</td> <td>宇佐市安心院町六郎丸 708-1</td> <td>宇佐市</td> </tr> </tbody> </table> <p>由布市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>管理者名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>塚原小学校</td> <td>由布市湯布院町塚原 513番地</td> <td>由布市</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>由布岳 P A</td> <td></td> <td>西日本高速道路株式会社</td> </tr> </tbody> </table>												No	施設名	所在地	管理者名称	1	浜脇公園・浜脇東浜公園	別府市浜脇 1丁目 6	別府市	2	別府中央小学校	別府市京町 818-26	別府市	3	石垣小学校	別府市石垣西 7丁目 6-27	別府市	4	上人小学校	別府市大字北石垣 171	別府市	5	別府大学	別府市上平田町 10組	学校法人 別府大学	6	旧別府羽室台高校	別府市大字野田 565	大分県	7	別府市公会堂	別府市上田の湯町 6-37	別府市	8	境川小学校	別府市石垣西 1丁目 2-24	別府市	9	中部中学校	別府市大字鶴見 4530-1	別府市	10	実相寺中央公園	別府市大字鶴見字実相寺山	別府市	11	別府競輪場	別府市亀川東町 1番 36号	別府市	12	別府市公設地方卸売市場	別府市古市町 881番地 81	別府市	No	施設名	所在地	管理者名称	1	津房地区公民館	宇佐市安心院町六郎丸 666-2	宇佐市	2	津房小学校	宇佐市安心院町六郎丸 708-1	宇佐市	No	施設名	所在地	管理者名称	1	塚原小学校	由布市湯布院町塚原 513番地	由布市	2	由布岳 P A		西日本高速道路株式会社
No	施設名	所在地	管理者名称																																																																																				
1	浜脇公園・浜脇東浜公園	別府市浜脇 1丁目 6	別府市																																																																																				
2	別府中央小学校	別府市京町 818-26	別府市																																																																																				
3	石垣小学校	別府市石垣西 7丁目 6-27	別府市																																																																																				
4	上人小学校	別府市大字北石垣 171	別府市																																																																																				
5	別府大学	別府市上平田町 10組	学校法人 別府大学																																																																																				
6	旧別府羽室台高校	別府市大字野田 565	大分県																																																																																				
7	別府市公会堂	別府市上田の湯町 6-37	別府市																																																																																				
8	境川小学校	別府市石垣西 1丁目 2-24	別府市																																																																																				
9	中部中学校	別府市大字鶴見 4530-1	別府市																																																																																				
10	実相寺中央公園	別府市大字鶴見字実相寺山	別府市																																																																																				
11	別府競輪場	別府市亀川東町 1番 36号	別府市																																																																																				
12	別府市公設地方卸売市場	別府市古市町 881番地 81	別府市																																																																																				
No	施設名	所在地	管理者名称																																																																																				
1	津房地区公民館	宇佐市安心院町六郎丸 666-2	宇佐市																																																																																				
2	津房小学校	宇佐市安心院町六郎丸 708-1	宇佐市																																																																																				
No	施設名	所在地	管理者名称																																																																																				
1	塚原小学校	由布市湯布院町塚原 513番地	由布市																																																																																				
2	由布岳 P A		西日本高速道路株式会社																																																																																				

新				旧	備考
避難受入市町村					
大分市					
No	施設名	所在地	管理者名称		
1	南大分スポーツパーク	大分市大字羽屋字柳本 432-1 外	大分市		
2	大洲総合運動公園	大分市大字青葉町 1	大分県（ファビルス・プランニング大分共同事業体）		
3	西部スポーツ交流広場	大分市金谷迫 836-1	大分市		
4	鶴崎スポーツパーク	大分市鶴崎字竹 88-2	大分市		
5	七瀬川自然公園	大分市字赤池 188 外	大分市		
6	佐野植物公園	大分市佐野字 3452-2	大分市		
7	大分スポーツ公園	大分市大字横尾 1351	大分県（株）大宣		
8	鶴崎公民館	大分市東鶴崎 1-1-7	大分市		
9	植田公民館	大分市大字玉沢 789	大分市		
日出町					
No	施設名	所在地	管理者名称		
1	日出町中央公民館	日出町 3891 番地 2	日出町		
2	日出町中央体育館	日出町 3891 番地 2	日出町		

9 緊急フェーズ後の対応

新	旧	備考
<p>9. 1 避難の長期化に備えた対策</p> <p>県及び関係市町は、火山活動や防災対応の実施状況などについて、定期的に避難者へ情報発信し、正確な情報の周知を行う。また、<u>定期的に避難者の健康管理のため、保健活動チームを派遣し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、応急的な住宅の供給や生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。</u></p> <p>9. 2 (略)</p> <p>9. 3 避難指示等の解除</p> <p>関係市町は、避難指示等の解除を判断・決定するにあたり、協議会において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。避難指示等の解除は、被災地域の実情を踏まえて、避難対象地域の地区単位で帰宅の手順や経路などを定める。また、住民等へ避難指示等の解除について周知を行うとともに、必要に応じて住民説明会等開催し、帰宅が円滑に行われるよう努める。</p>	<p>9. 1 避難の長期化に備えた対策</p> <p>県及び関係市町は、火山活動や防災対応の実施状況などについて、定期的に避難者へ情報発信し、正確な情報の周知を行う。また、<u>避難が長期化した場合、避難所における生活環境の維持や避難所の確保等が課題となる。地震時における避難所運営等の対応を基本とし、良好な生活環境の確保に努める。</u></p> <hr/> <p>9. 2 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>*九重山火山避難計画の表記にあわせて追加（避難勧告等の解除の内容しか記載されていなかったため、5. 5（4）に「早期避難の対応」をたたき台として追加</p> <p>*「避難勧告等の解除」について、災害対策基本法の一部改正により、火山にかかる避難情報を見直す必要があるか否か今後検討</p> <p>*九重山火山避難計画の表記にあわせて修正</p>

新	旧	備考
<p><u>9. 4 一時立入</u> <u>一時立入の実施を判断するにあたり、協議会等において関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間などを設定する。</u> <u>一時立入を実施する際には、関係市町により一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有するとともに、一時立入者と連絡が取れるような体制をとることとする。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p>。</p>

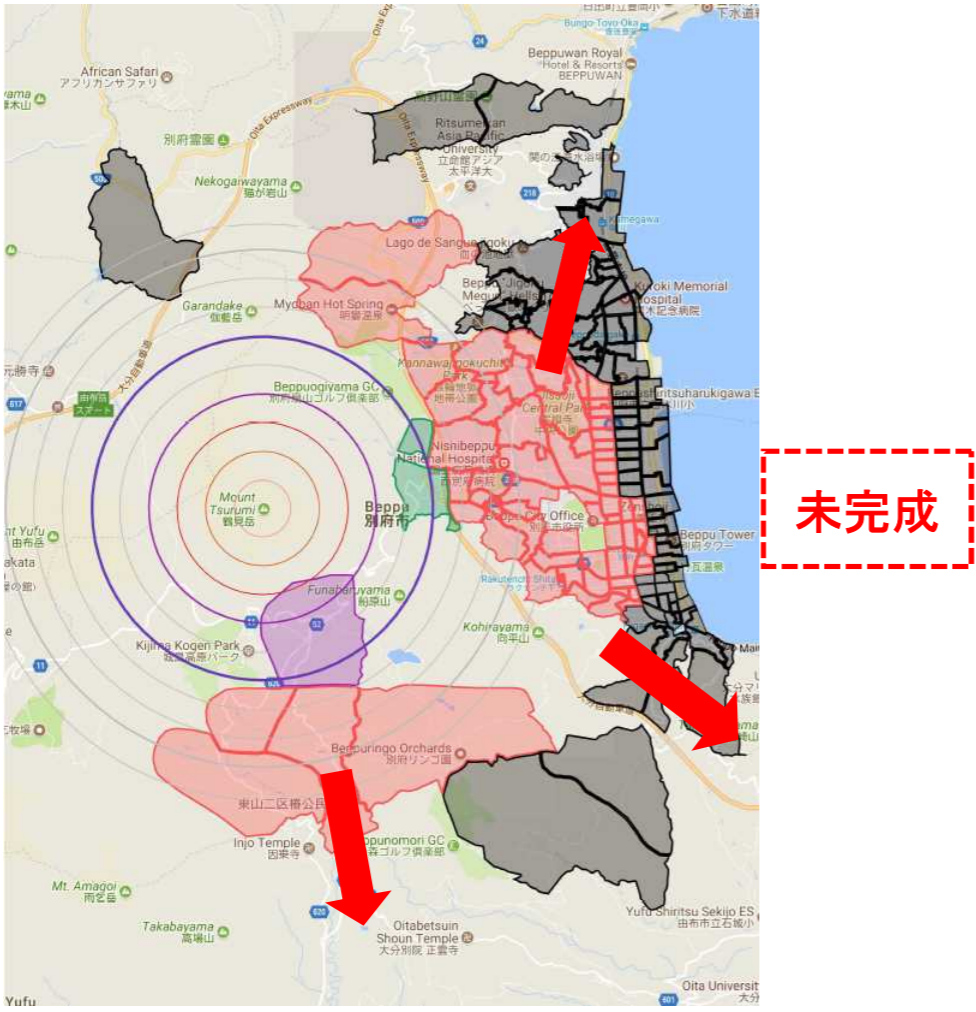
10 安全管理

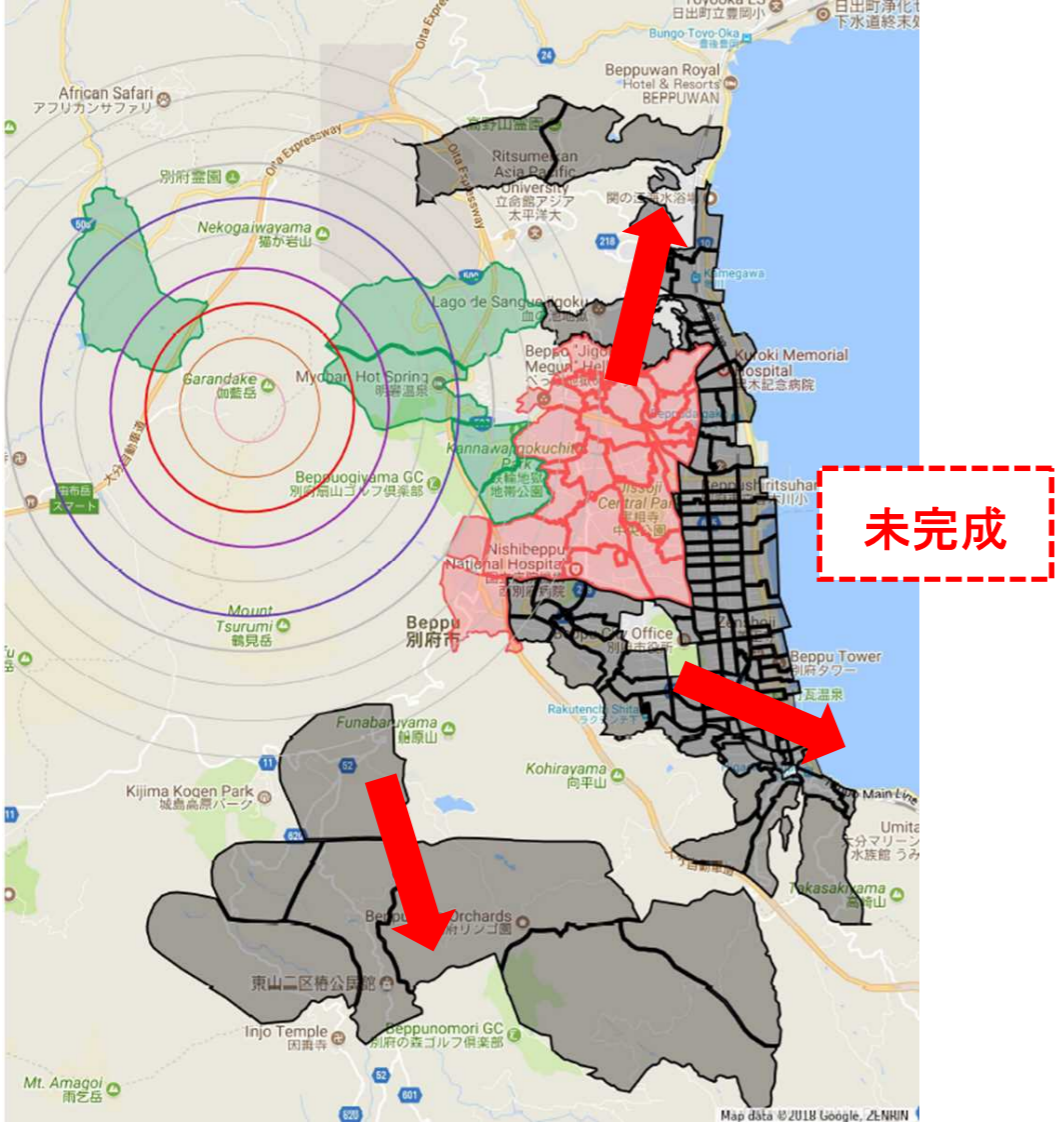
新	旧	備考
<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>	

11 防災力強化に向けた取組

新	旧	備考
<p>11. 1 (略) 11. 2 計画の改訂 鶴見岳・伽藍岳火山避難計画（火口周辺地域）は、社会情勢・地域の変化、関係機関の防災体制変更、噴火シナリオや鶴見岳・伽藍岳の噴火警戒レベルの見直し等が行われた場合には、計画の改訂を行う。 <u>_____</u> <u>_____</u></p>	<p>11. 1 (略) 11. 2 計画の改訂 鶴見岳・伽藍岳火山避難計画（火口周辺地域）は、社会情勢・地域の変化、関係機関の防災体制変更、噴火シナリオや鶴見岳・伽藍岳の噴火警戒レベルの見直し等が行われた場合には、計画の改訂を行う。<u>また、本計画で記載しているのは噴火警戒レベル1から3までであるが、今後、噴火警戒レベル4及び5についても検討・整理し、本計画に追加する際に改訂する。</u></p>	<p>*今回、噴火警戒レベル4, 5を追加することに伴い削除 *令和4年度以降の取組を検討する際に、皆様にご相談させていただく予定です。</p>
<p>11. 3～11. 6 (略)</p>	<p>11. 3～11. 6 (略)</p>	

巻末資料

新	旧	備考
<p>1) 想定火口から噴火が発生した場合の避難ルート (略)</p> <p><u>2) 広域避難する場合の避難ルート</u></p> <p>図1 噴火警戒レベル5 (3次避難) での避難ルート 鶴見岳</p>  <p>(三次避難区域) 3 kmを超える居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫</p>	<p>1) 想定火口から噴火が発生した場合の避難ルート (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	

新	旧	備考
<p data-bbox="320 386 1062 420">図2 噴火警戒レベル5（3次避難）での避難ルート 伽藍岳</p>  <p data-bbox="201 1503 1276 1537">（三次避難区域）3 kmを超える居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫</p>		

新	旧	備考
<p><u>3)</u> 各機関の配備体制（略）</p> <p><u>4)</u> 協議会関係機関の連絡先一覧（略）</p>	<p><u>2)</u> 各機関の配備体制（略）</p> <p><u>3)</u> 協議会関係機関の連絡先一覧</p>	<p>*別府市消防本部の連絡先変更</p>

新		旧		備考
1号	大分県関係機関	T E L		* 御嶽山火山避難計画を参考に作成
	防災対策企画課	097-506-3069		
	観光・地域振興課	097-506-2112		
	自然保護推進室	097-506-3022		
	砂防課	097-506-4636		
	東部振興局総務部	0978-72-1211		
	中部振興局総務部	097-506-5724		
	北部振興局総務部	0978-32-1170		
	別府土木事務所	0977-67-0211		
	大分土木事務所	097-558-2142		
	宇佐土木事務所	0978-32-1300		
	市町関係機関			
	別府市防災危機管理課	0977-21-2255		
	別府市観光課	0977-21-1128		
	宇佐市危機管理課	0978-27-8111		
	宇佐市観光まちづくり課	0978-27-8171		
由布市防災安全課	097-582-1140			
由布市商工観光課	097-582-1304			
日出町総務課危機管理室	0977-73-3150			
日出町商工観光課	0977-73-3158			
2号	地方気象台等			
	気象庁福岡管区気象台気象防災部地震火山課	092-725-3616		
	気象庁大分地方気象台	097-532-0644		
3号	地方整備局			
	国土交通省九州地方整備局企画部	092-476-3544		
4号	陸上自衛隊			
	陸上自衛隊西部方面特科隊	0977-84-2111		
	陸上自衛隊第41普通科連隊	0977-22-4311		
5号	警察			
	警察本部地域課	097-536-2131		
	警察本部警備部警備第二課	097-536-2131		
	大分南警察署警備課	097-542-2131		
	別府警察署警備課	0977-21-2131		
	杵築日出警察署警備課	0977-72-2131		
	宇佐警察署警備課	0978-32-2131		
6号	消防			
	別府市消防本部警防課	0977-25-1124		
	宇佐市消防本部警防課	0978-32-0119		
	由布市消防本部警防課	097-583-1500		
	杵築速見消防組合消防本部警防課	0978-62-4328		
7号	火山専門家			
	省略			
8号	その他			
	林野庁九州森林管理局計画保全部治山課	096-328-3632		
	林野庁九州森林管理局大分森林管理署	097-532-9281		
	林野庁九州森林管理局大分西部森林管理署	0973-23-2161		
	国土交通省国土地理院九州地方測量部管理課	092-411-7881		
	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所調査第1課	097-546-1474		
	環境省九州地方環境事務所くじゅう管理官事務所	0973-79-2631		
	一般社団法人大分県バス協会	097-558-3946		
	西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所	097-546-8065		
	大分県関係機関	T E L		
1号	防災対策企画課	097-506-3069		
	観光・地域振興課	097-506-2112		
	自然保護推進室	097-506-3022		
	砂防課	097-506-4636		
	東部振興局総務部	0978-72-1211		
	中部振興局総務部	097-506-5724		
	北部振興局総務部	0978-32-1170		
	別府土木事務所	0977-67-0211		
	大分土木事務所	097-558-2142		
	宇佐土木事務所	0978-32-1300		
	市町関係機関			
	別府市防災危機管理課	0977-21-2255		
	別府市観光課	0977-21-1128		
	宇佐市危機管理課	0978-27-8111		
	宇佐市観光まちづくり課	0978-27-8171		
	由布市防災安全課	097-582-1140		
	由布市商工観光課	097-582-1304		
	日出町総務課危機管理室	0977-73-3150		
	日出町商工観光課	0977-73-3158		
2号	地方気象台等			
	気象庁福岡管区気象台気象防災部地震火山課	092-725-3616		
	気象庁大分地方気象台	097-532-0644		
3号	地方整備局			
	国土交通省九州地方整備局企画部	092-476-3544		
4号	陸上自衛隊			
	陸上自衛隊西部方面特科隊	0977-84-2111		
	陸上自衛隊第41普通科連隊	0977-22-4311		
5号	警察			
	警察本部地域課	097-536-2131		
	警察本部警備部警備第二課	097-536-2131		
	大分南警察署警備課	097-542-2131		
	別府警察署警備課	0977-21-2131		
	杵築日出警察署警備課	0977-72-2131		
	宇佐警察署警備課	0978-32-2131		
6号	消防			
	別府市消防本部警防課	0977-25-1122		
	宇佐市消防本部警防課	0978-32-0119		
	由布市消防本部警防課	097-583-1500		
	杵築速見消防組合消防本部警防課	0978-62-4328		
7号	火山専門家			
	省略			
8号	その他			
	林野庁九州森林管理局計画保全部治山課	096-328-3632		
	林野庁九州森林管理局大分森林管理署	097-532-9281		
	林野庁九州森林管理局大分西部森林管理署	0973-23-2161		
	国土交通省国土地理院九州地方測量部管理課	092-411-7881		
	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所調査第1課	097-546-1474		
	環境省九州地方環境事務所くじゅう管理官事務所	0973-79-2631		
	一般社団法人大分県バス協会	097-558-3946		
	西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所	097-546-8065		

(5) 交通規制位置・方法等確認票 (イメージ) (略)

(6) 緊急時における情報伝達例

市町は、必要に応じ、防災行政無線等により火山活動の状況の伝達を行う。

(4) 交通規制位置・方法等確認票 (イメージ) (略)

(追加)

新		旧	備考
観測事項	広報文例		
噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)	<p>こちらは、〇〇市(〇〇町)です。</p> <p>本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が鶴見岳・伽藍岳に発表され、噴火警戒レベル2(火口周辺規制)に引き上げられました。</p> <p>これにより、〇〇から〇km圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、規制範囲外〇〇への避難をお願いします。</p> <p>また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。</p>		
噴火警戒レベル3 (入山規制)	<p>こちらは、〇〇市(〇〇町)です。</p> <p>本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が鶴見岳・伽藍岳に発表され、噴火警戒レベル3(入山規制)に引き上げられました。</p> <p>これにより、〇〇から〇km圏に入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。</p> <p>〇〇地区のお年寄りの方等避難に時間がかかる方は、今後高齢者等避難・避難指示が発令される場合がありますので、避難の準備を始めてください。</p> <p>また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。</p> <p>詳しい情報が入り次第、またお知らせします。</p>		
噴火警戒レベル4 (高齢者等避難)	<p>こちらは、〇〇市(〇〇町)です。</p> <p>本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(居住地域)が鶴見岳・伽藍岳に発表され、噴火警戒レベル4(高齢者等避難)に引き上げられました。</p> <p>これより、〇〇地区において、高齢者等避難を発令します。</p> <p>お年寄りの方等は、直ちに〇〇公民館へ避難を開始してください。</p> <p>その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。</p> <p>住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。</p> <p>なお、入山規制は継続中です。</p> <p>詳しい情報が入り次第、またお知らせします。</p>		
噴火警戒レベル5 (避難)	<p>こちらは、〇〇市(〇〇町、〇〇村)です。</p> <p>本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(居住地域)が鶴見岳・伽藍岳に発表され、噴火警戒レベル5(避難)に引き上げられました。これより、〇〇地区において、避難指示を発令します。</p> <p>住民の皆様は、直ちに〇〇公民館へ避難してください。</p> <p>また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。</p> <p>詳しい情報が入り次第、またお知らせします。</p> <p>なお、入山規制は継続中です。</p>		